

つがる市過疎地域持続的発展計画

令和３年度～令和７年度



令和３年９月策定
青森県 つがる市

は じ め に

平成 17 年 2 月 11 日に、西津軽郡木造町、同郡森田村、同郡柏村、同郡稲垣村及び同郡車力村の 1 町 4 村が合併し、つがる市が誕生しました。

本計画は、「過疎地域自立促進特別措置法」（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条の規定により、過疎地域に指定されていた本市全域において、引き続き「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和 3 年法律第 19 号、以下「法」という。）の第 2 条第 1 項の規定により本市全域が過疎地域に指定されたことを受けて、法第 8 条の規定に基づき定めるものです。

また、本計画は、青森県過疎地域持続的発展方針に基づき、第二次つがる市総合計画に即して策定するものであり、過疎地域に指定されている本市全域における総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、本市の持続的発展を推進し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とするものです。

本計画では、本市の人口や産業などの現況と各分野における問題点を踏まえ、将来に向けて取り組むべき施策や具体的な事業を記述しています。

なお、本計画に位置づけられた掲載事業については、計画期間内での全事業の実施が確定したものではないことを申し添えます。

目 次

1 基本的な事項	1
(1) 市の概況	1
ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
イ 過疎の状況	2
ウ 社会経済的発展の方向の概要	4
(2) 人口及び産業の推移と動向	5
(3) 行財政の状況	7
(4) 地域の持続的発展の基本方針	10
ア 地域の将来像	10
イ 地域の基本政策	10
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	14
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	15
(7) 計画期間	15
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	15
ア 全般	15
イ 公共施設	16
ウ インフラ	16
エ 普通財産	17
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	18
(1) 現況と問題点	18
(2) その対策	20
(3) 事業計画	22
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	23
3 産業の振興	24
(1) 現況と問題点	24
(2) その対策	29
(3) 事業計画	32
(4) 産業振興促進事項	34
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	35
4 地域における情報化	36
(1) 現況と問題点	36
(2) その対策	36
(3) 事業計画	37
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	37
5 交通施設の整備、交通手段の確保	38
(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	39
(3) 事業計画	40
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	41
6 生活環境の整備	42
(1) 現況と問題点	42
(2) その対策	44

(3) 事業計画	46
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	47
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	48
(1) 現況と問題点	48
(2) その対策	52
(3) 事業計画	55
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	58
8 医療の確保	59
(1) 現況と問題点	59
(2) その対策	59
(3) 事業計画	60
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	61
9 教育の振興	62
(1) 現況と問題点	62
(2) その対策	64
(3) 事業計画	65
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	66
10 集落の整備	67
(1) 現況と問題点	67
(2) その対策	67
(3) 事業計画	68
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	68
11 地域文化の振興等	69
(1) 現況と問題点	69
(2) その対策	69
(3) 事業計画	70
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	70
12 再生可能エネルギーの利用の推進	71
(1) 現況と問題点	71
(2) その対策	71
(3) 事業計画	71
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	72
13 その他地域の持続的発信に関し必要な事項	73
(1) 現況と問題点	73
(2) その対策	73
(3) 事業計画	74
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	74
事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	75

1 基本的な事項

(1) 市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

①自然的条件

つがる市は、青森県の西北部、津軽平野の北部中央から西に位置しています。

東は岩木川を境に五所川原市、中泊町に接し、西は日本海に面しています。その海岸線は「七里長浜」と呼ばれ、北は五所川原市から南は鰺ヶ沢町まで続き、海岸に併走して「屏風山」と呼ばれる丘陵地帯が続いています。

南方には津軽の秀峰「岩木山」と世界遺産「白神山地」を望み、平野部は、岩木川の三角州に育まれた広大な津軽平野が拓け、弘前藩の新田開拓以来の一大穀倉地帯が形成されています。

気候は、日本海の影響を受ける典型的な日本海型気候です。夏季は比較的冷涼で病害虫の発生が抑えられることから、稲作や夏秋野菜の作付けに適している地域となっています。冬季は、強い冬型の気圧配置が続くため降雪が多く、また日本海特有の強い西風の影響による地吹雪のため交通障害が発生するなど、市民生活に大きな影響を及ぼしています。

②歴史的条件

明治22年の市町村制施行前は、西津軽郡には11町108村が設置されていましたが、同制度施行後、鰺ヶ沢町、舞戸村、中村、赤石村、鳴沢村、木造村、館岡村、出精村、越水村、柴田村、川除村、深浦村、大戸瀬村、岩崎村、森田村、柏村、稲垣村、車力村、水元村、十三村が成立しました。

明治23年の郡制公布に伴い、府県と市町村の中間行政機関としての性格が規定され、議会(郡会)が設置されて自治体としての機能も与えられましたが、大正12年に自治体としての郡(郡会及び郡の自治財政)が廃止、大正15年には行政官庁としての郡(郡長及び郡会)も廃止されて以降、郡は単なる地理的区画となっています。その後、昭和30年の大合併により8町村となりました。

市制については、西津軽郡木造町、同郡森田村、同郡柏村、同郡稲垣村及び同郡車力村の1町4村が平成17年2月に新設(対等)合併し、県内では9番目の市として「つがる市」が設置され、現在に至っています。

③社会経済的条件

本市の面積は、253.55k㎡で、これは県域の約2.6%を占めています。土地利用の構成は、田42.6%、畑12.0%、宅地4.6%、山林9.8%、その他31.0%となっています。

平成27年国勢調査による産業別就労人口比率は、第一次産業29.5%(平成22年比1.4%減)、第二次産業18.1%(平成22年比0.8%減)、第三次産業49.8%(平成22年比0.2%減)、分類不能が2.6%(平成22年比2.4%増)となっています。中長期的で

みると第一次産業及び第二次産業から第三次産業への移行が進んでいると言えます。これは社会全体における人口減少に加えて、農産物の輸入自由化、産地間競争の激化や食料自給率の低下など、農業を取り巻く厳しい状況が続くことで、若年層の担い手が増えず農業従事者の高齢化が進み、そして離農につながるものが大きく影響していると思われます。

道路交通網については、市域の南部地区を東西に走る一般国道 101 号線、東部地区を南北に走る県道五所川原車力線、西部地区を南北に走る県道鰯ヶ沢蟹田線及び弘前市に連絡する県道弘前柏線が主要幹線道路の役割を果たしています。また、東北縦貫自動車道とつがる市を連結する高規格幹線道路の津軽自動車道五所川原西バイパス 3.8km が平成 26 年 11 月に供用開始となり、津軽自動車道鰯ヶ沢道路 3.7km は平成 31 年 3 月に供用開始となっています。

土地利用の状況

(単位：千㎡)

区 分	総面積	田	畑	宅地	山林	その他
面 積	253,550	108,235	30,445	11,769	25,088	78,013
割 合	100.0%	42.6%	12.0%	4.6%	9.8%	31.0%

資料：令和 2 年 概要調書

イ 過疎の状況

①人口等の動向

平成 27 年の国勢調査による本市の人口は 33,316 人です。これは昭和 50 年と比較した場合、15,780 人減（昭和 50 年比 32.1%減）となっています。人口は、戦後の復興期を終えた昭和 35 年の 57,965 人をピークに、以降昭和 50 年には 49,096 人、平成 2 年には 43,699 人、平成 17 年には 40,091 人、平成 27 年には 33,316 人と年々減少の一途を辿っています。

また本市の一般世帯数については、平成 7 年に 11,139 世帯、平成 17 年には 11,470 世帯と増加していましたが、平成 22 年に 11,432 世帯と減少に転じ、平成 27 年には 10,937 世帯となっています。

②過疎法等による対策

平成 17 年 2 月 11 日に、1 町 4 村が合併しつがる市となりましたが、合併以前から 1 町 4 村では様々な過疎対策事業を展開してきました。

農業生産の基盤である稲作については、生産性向上や生産コストの逡減を図るため、国営・県営事業を活用し圃場整備や農道、用排水路等の整備を進めてきました。畑地については、かんがい設備や集出荷設備の更新などに努め、生産性を高めるための畑地基盤の整備等を進めてきました。さらに、農産物直売所の改築やその駐車場等の整備を行い、地産地消や販売先の確保に取り組んできました。

また、農業振興を図るために農業振興基金を造成し、共同利用農業機械・施設導入、6次産業化促進、園芸施設用パイプハウス導入、共同防除組織体制強化、そして果樹防風網張替など農業経営の効率化に必要な農業機械・施設導入等を推進したほか、堆肥等利用促進土づくり対策事業を実施し地力回復に要する経費の一部を助成してきました。

さらに、消費者に信頼される農産物を送り出す産地として、安心・安全で美味しい農産物づくりに取り組むため、本市独自のブランド認定制度を確立し、つがる市産農産物やその加工品を「つがるブランド」として全国に発信し、認知度の向上を図ってきたところです。

商工業については、就業機会の確保に向けた企業誘致活動を継続してきたほか、地元商工会が行う研修、起業相談、経営支援などの事業に対する支援、小規模事業者経営改善資金利子補給などの事業を実施してきました。さらに、魅力あるまちづくりと地元消費喚起のために商品券発行支援事業や中心商店街で行うイベントを支援してきました。また、「食と産業まつり」を開催し農商工連携を進めてきました。

観光については、つがる地球村や柏ロマン荘等の整備により、交流人口の増加と滞在型の観光振興等に取り組んできました。

交通通信体系の整備については、主要幹線道の道路改良や集落間を結ぶ市道、幹線道路へのアクセス道路の整備等の基幹的な路線の整備を行うとともに、冬期間の交通確保を図るため、除雪機械の整備や防雪柵の設置などを実施してきました。

生活環境の整備においては、一般廃棄物最終処分場の建設、ごみ処理施設の延命化事業、消防施設・設備の整備等により、安全で快適な市民生活の確保を図ってきました。

福祉施設については、検（健）診や健康教室などの拠点である健康づくりセンターを建設したほか、育児環境の充実を図るために、認定子ども園の整備、保育所等第2子以降支援助成事業による保育料等の無償化や中学生までの医療費等の自己負担額無料化を行っています。

医療施設については、つがる西北五広域連合と連携を図りながら、つがる総合病院やつがる市民診療所の整備を行うとともに、同連合を構成する市町と連携しながら医師の確保に向けた取組を行っています。

教育文化については、児童・生徒の減少に伴い、小・中学校の統廃合を計画的に実施し、施設建設やスクールバスを整備してきたほか、スクールサポーターの配置を行い教育環境の充実に努めてきました。その他、地域文化活動の拠点となる公民館等の整備を行ったほか、史跡地の適正な管理を図るため史跡等買上事業を実施してきました。

また、地域間における交流やコミュニティ活動を推進するため、コミュニティセンター等の整備を進めるとともに、市民自らが将来の展望を描き、地域課題に取り組んでいく体制を整備するための活動に必要な備品等の整備又は集会施設の改修等に要する経費の一部を支援する事業を継続的に実施してきました。

③現在の課題と今後の見通し

地球温暖化がもたらす気候変動による自然災害の発生に加え、新型コロナウイルス感

感染症の世界的大流行により、地球規模で社会の在り方が大きな転換期を迎えています。その中であって、市民の生命・財産を守り、地域経済を維持しながら、さらに一歩踏み込んだまちづくりを推進していく必要があります。

これまでの過疎対策においては、非過疎地域との格差是正に向けて、社会基盤の整備を重点的に実施してきました。しかしながら、社会全体の人口減少や、社会経済活動のグローバル化やデジタル化を背景に、今後は、社会資本整備の施策だけではなく、加速する人口減少を逡巡させるため、本市の強みである農業や内包する地域資源を活用した産業や観光の振興、様々な都市との交流人口の増加による関係人口の構築、安心して暮らすことができる魅力的な地域づくりの推進、そして若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえることなど、きめ細やかで実効性のある施策を通じて、地域経済の活性化をより一層確かなものとし、若い世代の定住促進を強力に推進していく必要があります。

また、つがる市の宝ともいえる田園風景をはじめとした大自然や縄文遺跡をはじめ、誇れる歴史・文化遺産など地域固有の資源の適正な保全やその特性を積極的に生かしたまちづくりを一層進め、つがる市への誇りや愛着の醸成を図り、その上で、市民が主体的に地域の課題解決や共助に向けて参画するように、地域活力の維持向上を図ることが重要です。そのためにも、子ども達が郷土に対する愛着を育むことが出来るように教育環境を充実させながら、つがる市の未来を担う人材の育成に努めていかなければなりません。

こうしたことから、過疎地域として本市が目指すべき方向性としては、人口減少を受け入れつつ、その流れを少しでも穏やかにするべく、多彩で豊富な文化や資源などを保全するとともに、それら地域資源を活用し新たな価値を創造し続け、市民が生業を持ち、地元で愛着と誇りが持てるようなまちの実現に向けて取り組んでいきます。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

本市の産業別市内総生産（平成 30 年度）の構成比から見た産業構造は、第一次産業は 16.6%、第二次産業は 16.1%、第三次産業は 67.3%となっています。

第一次産業のうち 16.2%を農業が占めており、農業が本市の基幹産業となっています。

本市には、先人から受け継いだ農業を支える基盤となる広大な農地、水、環境が守られ、安全・安心かつ高品質な競争力を持ったつがるブランド農産物が生産されています。

人口が減少し、農業従事者の減少も見込まれる中、地域が今後も活力を持つためには、更なる農業振興が必要となります。そのため、消費者ニーズに対応し、かつ地域の特性を生かした安全・安心で付加価値の高い農林水産物の生産による地域ブランド力の強化と地元の生産者、加工・販売業者の連携促進による 6 次産業化を推進する必要があります。

また、農業の担い手の確保・育成と省力・低コスト生産に取り組むとともに、農業基盤となるきれいな農地、水、環境の保全に努めていく必要があります。

工業については、リーマン・ショックなどの影響により一時低下したものの回復基調にあります。既存の企業の P R を図りながら、雇用創出に向け、本市の特性を生かせる

企業の誘致に引き続き取り組んでいきます。

商業については、地域の基幹産業である農業の好不況に大きく左右される傾向にあるとともに、県外資本の郊外型大型店の出店や個人自営業者の高齢化、後継者不足などにより、市街地の空洞化が進んでいます。現在の消費者ニーズに対応しつつ地域に根差した商業活動を促進するとともに、空き店舗の利活用を促進し中心市街地の活性化を支援していく必要があります。

観光については、津軽自動車道の整備、北海道新幹線の開業や国際線就航による交通の利便性の向上、縄文遺跡群の世界遺産登録決定により、国内外からの誘客が期待されています。これらのチャンスを生かし、地域が一体となって、自然、食文化や縄文遺跡といった地域資源を活用した観光コンテンツの開発や磨き上げ、リピーター獲得に向けた受入態勢の強化に取り組む必要があります。さらに、近隣市町との連携を強化し広域観光を推進するとともに、誘客の促進や情報発信の推進に向けた人材育成・連携を強化します。

なお、本市のさらなる産業振興を目指すためには「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」に掲げる目標や政策・施策と整合性を図っていくことが重要です。特に西北地域の目指す姿である、たくましい農林水産業や「シンカ」し続ける観光産業などの実現に向けて、「ブランドカアップで稼ぐ農林水産業の推進」や「チャンスを生かし、地域が一体となった観光の推進」に近隣市町と連携しながら取り組み、持続可能な地域づくりに努めます。

(2) 人口及び産業の推移と動向

①人口

本市の人口は、昭和 35 年の 57,965 人をピークに、その後、年々人口の流出が進み、昭和 50 年は 49,096 人、平成 2 年は 43,699 人、平成 17 年は 40,091 人、平成 27 年は 33,316 人と一貫して減少傾向にあり、昭和 35 年から平成 27 年の減少率は 42.5%となっています。

また、令和 2 年 3 月に策定した本市の人口ビジョンにおける推計によると、本市の将来推計人口は、令和 42 年（2060）時点で 20,965 人となり、平成 27 年（2015）に比べ 12,351 人（37.1%）の減少と推計されており、今後、人口減少がさらに加速していくものと見込まれています。また、年齢階層別の推計値によると、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）は、令和 42 年（2060）には平成 27 年（2015）に比べ 6,906 人減少すると推測されますが、総人口に占める人口構成比は平成 27 年と同程度となる見込みです。老年人口（65 歳以上）は、令和 42 年（2060）には、平成 27 年（2015）に比べ 5,637 人の減少が見込まれ、総人口に対する人口構成比は平成 27 年と比べ 6.5 ポイント減少すると推測しています。

このように、今後も人口減少が続くことが予測されているため、生産年齢人口の減少による地域経済の縮小や労働人口の減少、担い手不足による地域活力や地域機能の低下など、様々な影響が懸念されています。

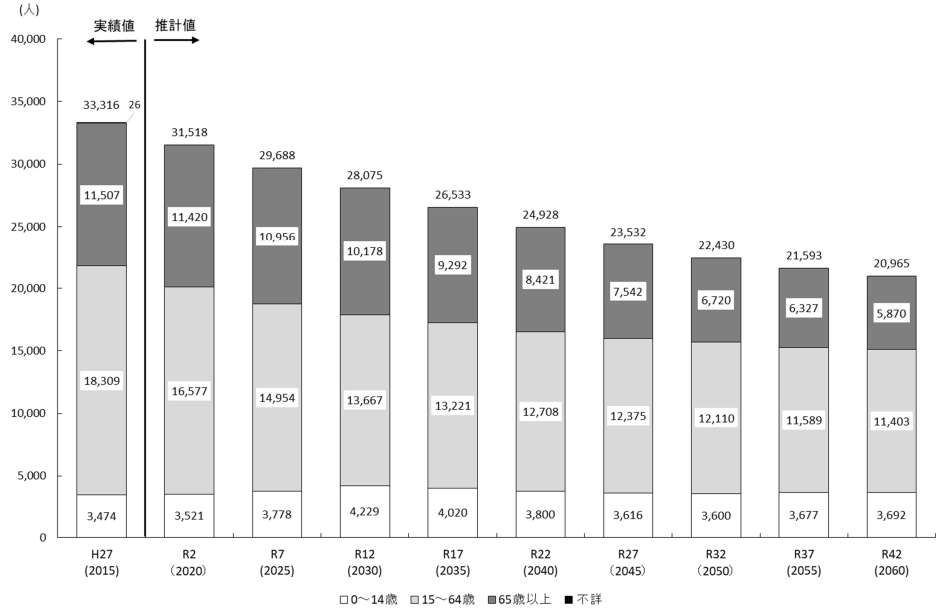
表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

(単位: 人、%)

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 57,965	人 49,096	% △ 15.3	人 43,699	% △ 24.6	人 40,091	% △ 30.8	人 33,316	% △ 42.5
0歳～14歳	22,542	12,433	△ 44.8	8,299	△ 63.1	5,050	△ 77.5	3,474	△ 84.5
15歳～64歳	32,848	32,200	△ 1.9	28,409	△ 13.5	23,991	△ 26.9	18,309	△ 44.2
うち 15歳～29歳 (a)	14,386	11,856	△ 17.5	7,224	△ 49.7	6,331	△ 55.9	3,735	△ 74.0
65歳以上 (b)	2,575	4,463	73.3	6,991	171.4	11,038	328.6	11,507	346.8
(a)／総数 若年者比率	% 24.8	% 24.1	—	% 16.5	—	% 15.8	—	% 11.2	—
(b)／総数 高齢者比率	% 4.4	% 9.1	—	% 16.0	—	% 27.5	—	% 34.5	—

資料: 国勢調査

表 1-1 (2) 人口の見通し



(出典: まち・ひと・しごと創生 つがる市人口ビジョン-改訂版-【令和2年3月】)

②産業

就労者数は人口がピークだった昭和35年以降減少し続けています。平成27年における本市の就労者数は15,881人と、過去55年間で43.2%の減少となっています。

産業別に見てみると、第三次産業が最も多く、就業人口の49.8%を占めています。第一次産業従事者は、昭和35年には就業人口の81.7%を占めていましたが、平成27年には29.5%と年々減少の一途をたどっています。

基幹産業である第一次産業からの離職が進む一方で、その受け皿となる雇用の場がないことから、若年者を含み全体として就業者数の減少が進行しています。農業後継者の育成や新規就農支援による担い手の増加と、企業誘致や起業の支援等の雇用対策による

就業人口の確保が今後の課題といえます。

表 1－1（3） 産業別就労人口比率の推移

（単位：人、％）

区 分	S 35	S 50		S 55		H 2		H 17		H 27	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	27,968	24,331	△ 13.0%	22,366	△ 20.0%	21,189	△ 24.2%	18,963	－32.2%	15,881	△ 43.2%
第一次産業 就業人口	22,850	16,569	△ 27.5%	11,640	△ 49.1%	10,155	△ 55.6%	6,285	－72.5%	4,681	△ 79.5%
第二次産業 就業人口	1,091	2,165	98.4%	3,824	250.5%	4,000	266.6%	3,901	257.6%	2,872	163.2%
第三次産業 就業人口	4,027	5,474	35.9%	6,880	70.8%	7,026	74.5%	8,763	117.6%	7,911	96.4%
分類不能		123	－	22	－	8	－	14	－	417	－

資料：国勢調査

（3）行財政の状況

①行政の状況

平成 17 年 2 月 11 日の合併以降これまで、最小の経費により最大の効果が発揮できるよう、組織や事務事業の見直しや、民間委託の推進等、様々な行政改革の取組を行ってきました。

今後も多様な行政ニーズに適切かつ柔軟に対応できる執行体制、適正な定員管理の徹底、そして人事評価制度及び職員研修の充実などにより職員資質の向上を図るとともに費用対効果の高い行政運営に努めなければなりません。

また、行政サービスのデジタル化を受けて、A I や R P A 等を活用した業務効率化や、国の標準仕様に準拠した各システムの導入に対応できる人材の確保・育成が必要です。

②財政の状況

財政規模について、普通会計における令和元年度の歳入歳出の決算額は、歳入が 242.9 億円、歳出が 239.1 億円となっています。歳入全体に占める一般財源の割合は平成 27 年度 58.5%に対し、令和元年度は 53.9%と減少しています。

地方債残高については令和元年度末で 374.2 億円、公債費負担比率は 21.6%で、平成 27 年度と比較すると 0.8%の増、実質公債費比率は令和元年度及び平成 27 年度共に 12.2%となっています。将来負担比率は令和元年度 129.7%で、平成 27 年度と比較すると 5.4%の増加となっています。経常収支比率については、令和元年度 92.5%で、平成 27 年度と比較すると 7.6%増加しています。

本市の財政状況は地方交付税や国・県支出金、地方債といった依存財源に大きく頼る構造になっています。自治体の財政力指数も類似団体や近隣自治体の中でも最も低く、財政力の強化は課題といえます。

このような中、人口減少による市税収入の減少、高齢化による社会保障費の増加、コロナウイルス感染症の拡大による地域経済活動の縮小、さらには、普通交付税の合併算定替えの特例措置が令和元年度で終了したことを受けて、今後ますます厳しい財政運営

が予想されます。合併特例債の発行については令和 6（2024）年度まで、本過疎地域持続的発展計画に基づく過疎対策事業債については令和 12（2030）年度まで発行可能となっており、引き続き特別措置が受けられるものの、健全な財政運営を図るためには、適正な時期に各施設の維持補修や更新等を行うとともに、将来の推計人口を踏まえた施設規模及び事務事業の見直しが急務といえます。また、本市の歳入・歳出の内訳をみると、歳入の自主財源の割合が 2 割以下にとどまっている一方、歳出に対する義務的経費が 5 割前後を占めていることから、地域経済の活性化等による自主財源の確保と経費削減による歳出の抑制に取り組んでいかなければなりません。

表 1－2（1）市町村財政の状況（地方財政状況調）

		(単位：千円)		
区 分		平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳 入 総 額 A		24,240,204	24,005,332	24,291,038
一 般 財 源		14,500,911	14,041,353	13,084,539
国 庫 支 出 金		3,647,654	3,678,098	3,598,569
都道府県支出金		1,267,696	1,638,510	1,628,123
地 方 債		3,382,100	2,697,900	4,384,800
うち過疎対策事業債		1,077,100	1,197,200	1,726,800
そ の 他		1,441,843	1,949,471	1,595,007
歳 出 総 額 B		23,862,162	23,447,143	23,912,449
義 務 的 経 費		11,792,199	11,556,700	11,250,976
投 資 的 経 費		3,642,863	3,261,861	4,694,474
うち普通建設事業		3,642,863	3,261,861	4,694,474
そ の 他		7,107,200	6,868,482	5,227,299
過疎対策事業費		1,319,900	1,760,100	2,739,700
歳入歳出差引額 C (A－B)		378,042	558,189	378,589
翌年度へ繰越すべき財源 D		82,604	56,758	89,404
実質収支 C－D		295,438	501,431	289,185
財 政 力 指 数		0.24	0.23	0.23
公 債 費 負 担 比 率		19.2%	20.8%	21.6%
実 質 公 債 費 比 率		17.2%	12.2%	12.2%
起 債 制 限 比 率		—	—	—
経 常 収 支 比 率		85.0%	84.9%	92.5%
将 来 負 担 比 率		167.3%	124.3%	129.7%
地 方 債 現 在 高		34,659,424	35,965,478	37,426,971

表 1－2（2） 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	38.9	39.7	43.4	82.0	82.3
舗 装 率 (%)	56.6	69.8	75.2	76.4	76.7
農 道					
延 長 (m)	518,533	—	—	801,338	802,009
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	43.0	38.9	49.8	—	—
林 道					
延 長 (m)	9,806	1,556	1,556	1,556	1,556
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	3.8	1.2	1.3	—	—
水 道 普 及 率 (%)	83.5	93.7	90.5	86.0	85.8
水 洗 化 率 (%)	3.4	9.1	58.2	62.2	64.0
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	1.4	1.2	1.1	2.5	2.6

※農道延長、林道延長の未記入はデータ取得不能のため。

- (注) 1 上記区分のうち、平成 22 年度以降の市町村道の「改良率」と「舗装率」及び平成 22 年度以降の「水道普及率」並びに「水洗化率」以外のものについては、公共施設状況調査（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領による。
- 2 上記区分のうち、平成 22 年度以降の市町村同の「改良率」及び「舗装率」については、国土交通省の「道路施設現況調査」の記載要領を参考に次の算式により算定する。
改良率＝改良済延長/実延長 舗装率＝舗装済延長/実延長
- 3 上記区分のうち、平成 12 年度までの「水道普及率」については公共施設状況調査の記載要領によることとし、平成 22 年度以降については、公益社団法人日本水道協会の「水道統計」の数値を使用する。
- 4 上記区分のうち「水洗化率」については、次の算式により算定する。なお、基準日はその年度の 3 月 31 日現在とする。また、A から E までについては公共施設状況調の記載要領に、D については一般廃棄物処理事業実態調査（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）の記載要領による。
水洗化率＝（A＋B＋C＋D）/E
A：公共下水道現在水洗便所設置済人口
B：農業集落排水施設現在水洗便所設置済人口
C：合併処理浄化槽処理人口
D：単独処理浄化槽処理人口
E：住民基本台帳登録人口
※処理状況調査票[市町村用]中、「浄化槽人口」から「合併処理浄化槽人口（農業集落排水処理施設人口含む）」を差し引いた数値。

③施設整備水準等の現況と動向

道路整備については、幹線道路を中心に整備を推進した結果、令和元年度末で改良率が 82.3%まで向上しています。しかし、幹線道路以外の生活道路の改良についてはそれほど進んでいません。今後は、長寿命化計画等により道路や橋りょうの維持修繕や点検を進めるとともに、新規道路整備による交通体系整備を計画的に実施していく必要があります。

農道については、ほ場整備事業と一体で順次整備していますが、維持修繕が早急に必要なる農道が見られます。農業の効率的な経営のためにも、今後も整備していく必要があります。

上水道は、津軽広域水道企業団西北事業部により供給が行われてきました。これまで岩木川、近隣の中小河川や地下水を水源にしていたが、近年の河川の水質悪化、地

下水の揚水量不足や浄水場の老朽化などを受けて、令和3年7月から、水源を浅瀬石川ダムとする同津軽事業部（黒石市）からの受水を開始しました。これにより、普及率については今後上昇が見込まれます。今後は、老朽化している管路の計画的な更新及び耐震化に努め、すべての市民に対し良質な水の安定供給が求められています。

下水道については、水洗化率が64.0%となっており、快適な生活環境と水質保全のために、引き続き公共下水道事業をはじめ地域の実情に応じた汚水処理事業を実施して水洗化率の向上を図る必要があります。

医療施設については、つがる西北五広域連合が運営する高度医療を担う「つがる総合病院」と地域一般医療及び中核病院の後方支援の役割を担うサテライト医療機関がネットワーク化を図り、西北五広域全体で地域医療が提供されています。このサテライト医療機関として「つがる市民診療所」が開所されています。

今後ともそれぞれの病院・診療所が持つ役割に基づき、地域に密着した病院・診療所として、充実した医療サービスが提供されるよう近隣市町と連携しながら医療施設や設備の充実を図る必要があります。

（４）地域の持続的発展の基本方針

ア 地域の将来像

本市は、豊かな自然に恵まれている地域であり、南方に岩木山を望む津軽平野の田園風景はどこか懐かしく、日本の原風景を感じさせます。その風景は藩政時代の新田開発事業による人々が創り出した歴史の積み重ねであり、この稲作を中心とした歴史が現在の本市の産業や文化、住民の気質の礎となっています。このことからまちづくりの基本理念を「新田の歴史が彩る 日本のふるさと」と定め、恵まれた自然環境を生かし、産業と文化が調和した魅力あるまちづくりに努めてきました。

しかし、本市においては、人口の減少、少子高齢化の進展等、厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通の機能の確保及び向上、医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地の適正な管理等が喫緊の課題となっています。

このような状況に鑑み、近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった本市の課題解決に資する動きを加速させ、本市の自立に向けて、持続可能な地域社会の形成及び本市の農業、自然や文化を生かした観光振興などによる地域活力の更なる向上が実現するよう、全力を挙げて取り組むことが重要になっています。

そのためには、青森県過疎地域持続的発展方針を踏まえた上で、第二次つがる市総合計画に掲げる将来像「未来に希望を感じる活力あるまち」、「思いやりとやさしさにあふれるまち」、「郷土に誇りと愛着を感じるまち」の実現に向けて、次の8つの施策を基本としながら、地域の持続的発展のために必要な事業の実施に努めていきます。

イ 地域の基本政策

①若者が集まるまちづくり

若者にとって魅力ある仕事や居住環境の整備、希望する結婚、出産、子育てがかなえられる地域づくりを進めることにより、本市での暮らしに希望を持つことができ、生活の場として選択されるまちづくりを推進します。

若者の働く場の確保を図るため、生業として魅力ある農業を確立し新規就農の拡大を図ります。また、企業誘致や地域特性を生かした起業支援を通して、新たな就労・雇用の場の創出に努めます。若者の定住・移住の促進については、利便性が高い居住・生活環境を整備するとともに街並みや景観に配慮しながら、子育て世代にとって魅力的な公園や緑地等の整備・活用を推進します。さらに、出会いの場の創出や安全・安心して出産できる環境づくり、子育てに対する負担感の軽減を図り、希望する結婚・出産・子育てをかなえることができるまちづくりを推進します。

②活力あふれるまちづくり

農業の活性化なくしてつがる市の活性化はないとの認識のもと、生業として魅力ある農林水産業の振興を図るとともに、本市の付加価値の高い農産物を強みとした農業の拡大及び農業を核とした幅広い産業振興を推進します。また、美しい田園風景や縄文文化をはじめ、本市の特性を生かしつつ、ひとが行き交う活力あふれるまちづくりを推進します。

生業として魅力ある農林水産業を確立し担い手確保を図るため、消費者のニーズに対応した高品質な農産物の生産やブランド化、6次産業化、より一層の高付加価値化と生産性向上に向けた基盤整備、地産地消及び販路拡大を支援することで、競争力が高い農業を推進します。また、漁場等の保全や資源の確保、流通体系の整備を図り、漁業者の安定的な経営を支援します。

地域産業の活性化を図るため、商業振興においては、既存商店街の活性化を支援し、人々が行き交い、地域の魅力を感じる場としての機能の充実を図りながら、商業施設や公共施設の集積による中心市街地を形成し、利便性の高い環境づくりを推進します。工業については、既存企業への支援策を講じていくとともに、高品質な農産物や気候風土などの地域特性を生かした研究開発を支援します。

観光振興については、美しい自然や田園風景、伝統文化や歴史遺産等を活用した観光コンテンツの充実、SNSやマスメディア等、様々な媒体を活用した効果的な情報発信、広域観光の推進、そして、おもてなしの向上など観光客の受入体制の整備・充実を図り、本市の四季折々の魅力を十分感じることができる着地型観光を推進します。

③利便性の高いまちづくり

誰もが気軽に安心して利用できる公共交通システムの構築や安全で快適な道路ネットワークの整備等により、市民の利便性の確保と人々の活発な交流が展開されるまちづくりを推進します。

市民の交通ニーズに応じるため、既存運行バスの有効活用や多様な主体による交通システムを構築し、誰もが公共交通機関により市内を往来できるきめ細やかな交通環境の

整備を推進します。また、市内外を結ぶ主要幹線道路の整備促進により、市民及び来訪者の円滑な交通を確保しながら、生活道路についても計画的な整備・改修を推進します。さらに、冬期間の安全確保に向けて、除雪対策の充実と防雪対策を推進します。

④健やかに暮らせるまちづくり

健康的な生活習慣の習得や疾病・介護予防、地域での健康づくりの取組を支援し、健康寿命の延伸を図ります。また、安心して受診できる医療体制の強化や一人一人の状況に寄り添うケア体制の充実を図り、できるだけ地域で心身ともに健やかに暮らせるまちづくりを推進します。

市民の健康の維持・向上と健康寿命の延伸のため一人一人の健康状態やライフスタイルに応じた適切な保健サービスの提供と健康管理に対する意識の向上を図りつつ、自主的な健康づくりに取り組める環境を整備します。

高齢者が地域の中で生きがいを持ちながら、心身ともに健康で暮らしていくことができるよう、これまで培ってきた知識や技術、経験を生かすことのできる場の充実を図るとともに、介護予防に対する意識啓発と主体的な活動を促進します。

安心な医療体制の充実を図るために、つがる市民診療所をはじめ、市内医療機関との連携や「かかりつけ医」の普及、在宅医療や訪問診療等、生活に寄り添う一次医療を推進するとともに、二次医療としてのつがる総合病院の機能強化等を推進します。

⑤地域で支え合うまちづくり

すべての市民の個性と人権が尊重され、地域で安心して暮らし続けることができるよう各分野の関係機関・団体が連携し、一人一人の思いや暮らしに寄り添いながら地域全体で支え合うまちづくりを推進します。

青森県型地域共生社会の実現に向けて、本市においても自助・共助・公助の考え方に基つき、自治会やNPOなど地域全体で支え合う意識の醸成を図りながら、ボランティア活動をはじめ、多様な主体による支え合い活動の活性化を促進します。また、関係機関や各種団体等をネットワーク化し、一人一人の状況に応じた適切な支援につなげることができる体制の強化を図ります。

高齢者が住み慣れた地域で安心して、自立した豊かな生活を送ることができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築を推進するとともに、増大する介護ニーズに対応するため、介護保険サービスの充実と質の確保を図り、安心して利用できる基盤の整備を推進します。

障害のある人が地域の中で自分らしく心豊かな生活を送ることができるよう、地域の障害に対する理解を深めつつ、一人一人の状況に応じた適切な支援を受けることができる相談支援体制の強化とサービス基盤の充実を図ります。

さらに、介護保険や医療、生活保護等における適正な給付や支給に努め各種社会保険制度の適正な運営に努めます。

⑥やすらぎと安心のあるまちづくり

本市の強みであり自慢である豊かな自然と共生し、美しい風景を守り伝える取組を推進することで、やすらぎと誇りを感じるまちの形成を図ります。また、市民一人一人に安全・安心に対する意識の醸成と地域全体で守る仕組み・体制の強化を図り、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

豊かな自然の保全に向けた活動を促進するとともに、資源循環型社会への取組や地域の実情に即した水道・下水処理施設の維持管理、安全で快適な居住環境の整備を推進し、自然環境と都市機能が調和した潤いのある環境づくりを推進します。

災害に強いまちづくりを推進するため、市民の防災意識の高揚を図りつつ、関係機関・団体等による連携・協力のもと、平時からの備えと災害発生時の迅速かつ適切な行動が可能となる体制の強化を図ります。

犯罪の未然防止と交通事故の発生防止のため、防犯や交通安全に対する意識啓発及び知識の普及を図りつつ、交通安全施設の計画的な整備や地域ぐるみで見守る体制づくりを推進します。

⑦未来を担う人と文化を育むまちづくり

一人一人が夢や志を持ち、その実現に向けて「生きる力」を育む教育を推進するとともに、郷土について学び、知る機会の充実等を図ることにより、世界や地域で活躍し、日本のふるさとを守り伝える人と文化を育むまちづくりを推進します。

子どもたちの夢や志の実現に向けて、知・徳・体のバランスのとれた力を養成し「生きる力」を育むとともに、情報化・グローバル化に対応した人材の育成と子どもたちの安全の確保を図ります。また、地域人材の活用を通して郷土に対する理解を深め、郷土への愛着と誇りを着実に養う教育を推進します。

生涯スポーツを通じた健康づくりと市民交流の活性化を図るため、多様化する学習ニーズに対応した環境の整備と各種講座の充実に努め、学び合う生涯学習活動の推進を図ります。また、スポーツ施設の有効活用やイベント等の開催に取り組みます。

歴史的遺産や文化財の保護、文化活動の拠点整備を推進し、まちづくりに活用するとともに、地域に根差した郷土芸能や伝統文化の継承に向けた担い手の確保と活動の活性化を図ります。

情報化・グローバル化が進む中、地域の活力を将来にわたって持続するためには、地域資源が持つ価値を理解しそれを国内外へ向けて発信することができる人材を地域が一体となって育成することが重要です。本市では姉妹都市を締結しているアメリカメイン州バス市や北海道白老町、ふるさと交流都市を結ぶ千葉県柏市をはじめ、様々な都市との交流を促進し、多文化や異文化に対する理解を深めながら、交流人口の拡大に努めています。今後は、観光、教育などの交流に加えて、農産物、スポーツ、自然などの地域資源を最大限生かした自治体・住民同士の交流を通じて交流人口を拡大するとともに、関係人口を構築し、移住者の増加につなげていきます。

⑧協働のまちづくり

市民、地域活動団体、企業・事業所、関係機関及び行政が地域課題を共有し、各主体の強みを生かし役割と責任を果たしながら、解決に向けて連携して取り組むための仕組みづくりを推進します。また、地域課題に対し重点的かつ有効な施策を講じるとともに、様々な手段を講じて歳入の確保を図り、安定的で柔軟な行財政運営を推進します。

市民参画・協働によるまちづくりを推進するためには、市民、地域活動団体、企業・事業所や関係機関など、多様な主体がそれぞれの立場からまちづくりの役割を担うことができるよう、地域活動の活性化と市政及び地域課題の共有を図ることが重要です。

社会情勢の変化を受けて多様化・複雑化する行政課題に適切かつ柔軟に対応できるように、行政組織の見直しや分野横断的な連携体制の強化を図るとともに、職員の資質向上と適正配置を推進します。

また、効率的かつ効果的な行政サービスを推進するために、行政評価システムの積極的な運用を図りつつ、デジタル化に対応した行政サービスの提供や、費用対効果の高い行政サービスを提供していく必要があります。

さらに、自主財源の安定的確保に努めるとともに、限られた財源の有効活用の徹底を図り、地方分権社会にふさわしい自立した財政運営に努めます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

人口減少に歯止めをかけることが最重要課題であることから、つがる市人口ビジョンに掲げる人口の将来展望及び第2期つがる市地域活力創生総合戦略に掲げる基本目標を本計画においても基本目標に設定します。

指標	基準値	目標	根拠資料
目標人口	33,316 人 (H27 年)	29,688 人 (R7 年)	国勢調査及びつがる市人口ビジョン
若い世代（20～34 歳）の就業率 （20～34 歳の就業者数/20～34 歳の人口）	70.3% (H27 年)	75.0% (R7 年)	国勢調査
転出超過数	214 人 (H30 年)	142 人 (R7 年)	総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査
合計特殊出生率	1.16 (H30 年)	1.40 (R7 年)	人口動態調査
つがる市に住み続けたいと思っている人の割合	66.1% (R 元年度)	71.0% (R6 年度)	地方創生に関するアンケート（地域創生対策室調べ）

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況はPDCAサイクルマネジメントの手法に基づき、庁内において事

業進捗調査を実施します。具体的には、設定した数値目標等を基に実施した施策及び事業の効果を検証し、計画の達成状況を評価するとともに、その結果を市ホームページ上に公表します。なお、本計画期間の最終年度に、市民、地域、企業、関係機関や団体により評価してもらう機会を設け、その結果を次期計画策定に活用するとともにホームページ上に公表します。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本市の公共施設等の保有量は、青森県内の同水準の人口規模の自治体と比較して概ね同程度になっています。人口減少と高齢化が進む中で、厳しさを増す財政状況を踏まえると、これまでと同規模の公共施設を維持し続けることは困難になると予測されます。

一方で、それぞれの地域に立地する公共施設等は市民生活を支えるものであり、効率のみを重視して数を減らせば、豊かな市民生活や地域の維持に深刻な影響を及ぼすものと考えられます。

このため、持続可能な地域づくりと公共施設等の適切な管理を両立させるために「つがる市公共施設等総合管理計画」を平成29年3月に策定したところであり、次に掲げる同計画の基本方針により、公共施設等の整備や維持管理に努めています。

ア 全般

①保有総量の最適化

将来の人口推計及び財政状況の見通しを踏まえ、これまでに整備した公共施設等の配置の見直しを含め、持続可能な地域づくりに配慮しつつ、公共施設等の保有総量の最適化を図ります。

②既存公共施設等の有効活用

新たな市民サービスとしての行政需要が生じた場合には、新たな公共施設等の建設よりも、これまで市民に親しまれてきた既存公共施設等の有効活用を検討します。

③公共施設の複合化・多機能化

市民のニーズを適確にとらえ、新たな付加価値を創出できる、複合化・多機能化施設を検討します。

④公共施設等の長寿命化

既存公共施設等を少しでも長く利活用していくために、ライフサイクルコストの縮減も視野に入れ、予防保全や長寿命化を行います。

⑤民間活力の導入

指定管理者制度、包括的な業務委託など、民間のノウハウを活かした公共施設等の運営手法の導入について検討します。

イ 公共施設

①公共施設の保有総量の適正化

- ◆原則として、新規施設は建設しないこととします。政策上、新規施設を建設する場合は、既存公共施設の廃止等を進めることで、公共施設の総保有量の抑制を図ります。
- ◆耐用年数を経過し不要と判断される公共施設は、除却します。
- ◆用途や設置目的が同じ公共施設は、利用状況や立地状況を踏まえ、機能移転、統合、複合化を進めます。
- ◆既存公共施設の更新では、機能を維持しながら、面積等を縮小します。
- ◆余剰と考えられる公共施設は、売却、賃貸、民間移管を推進します。

②計画的な保全の促進

- ◆計画的な修繕により長寿命化を図り、経費の効率化を推進します。
- ◆長期的に維持する公共施設は、定期的な各部位ごとの点検を行い、劣化状況を把握し、状況に応じて計画的に修繕を実施します。
- ◆点検、予防保全を計画的に実施することにより、ライフサイクルコストの縮減につなげます。
- ◆点検の結果、老朽化・劣化が進行し、修繕しても長寿命化が見込めない場合は、使用を停止・除却します。市民ニーズがある場合には、他の公共施設への機能移転や人口規模に合わせた小規模化などについても検討します。

③既存公共施設の維持管理・運営等に必要な財源の確保

- ◆従来の維持管理・修繕業務の効率化を図ります。
- ◆公共施設での有料広告の導入、未活用部分の賃貸・売却により、収入を確保します。
- ◆適正な施設使用料に向けた受益者負担の見直しを検討します。
- ◆必要に応じ、公共施設を事業会社に移転することも検討します。

ウ インフラ

① 安全・安心な維持管理

今までの「傷んでから直す、又は作り替える」という対症療法的な事後保全型維持管理から、「傷む前に直して、できる限り長期間使う」という予防保全型維持管理へシフトします。これにより、構造物を長持ちさせて更新時期を先送りすることができ、大掛かりな修繕も抑えられるのでコスト削減につながります。また、短いサイクルで適切な時期に維持管理することにより、機能を維持し、安全を確保します。

②長寿命化によるコスト削減

- ◆従来の維持管理業務を効率化することにより、修繕等に係る経費の削減に努めます。
- ◆コスト削減として費用・単価の低減化のみを求めず、地元企業の収入確保、要求仕様（性能）確保など、総合的で適正な運営管理を進めます。
- ◆国、県などが研究し実証している維持管理・修繕技術を積極的に導入し、コスト削減を目指します。

エ 普通財産

普通財産については、行政で利用するもの以外は、売却、賃貸、信託などを推進し、市としての収益の確保及び維持管理費用の削減を図るとともに、有効活用及び効率的な管理を進めます。

本計画に記載する全ての公共施設の整備や維持管理については、これら「つがる市公共施設等総合管理計画」で定める基本方針に適合したものであり、過疎対策に必要な事業を適切に実施いたします。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

①移住・定住・地域間交流の促進

全国的な人口減少や超高齢化社会の到来に伴う地方における労働力不足や後継者不足、人口の東京一極集中による地域経済の活力低下が懸念されている中、過疎地域である本市においては、自然減と社会減の両面から人口減少が進んでいます。

進学や就職を契機とした若者の市外への転出が社会減の大きな要因となっており、中でも、女性の市外への転出は、出生数の減少につながることから、将来にわたっての影響が考えられます。

現在、将来にわたって活力あるつがる市を目指すために、第2期つがる市地域活力創生総合戦略に基づき、地方創生事業に重点的に取り組んでいます。本市の人口を増やすということではなく、人口減少の進行や超高齢化社会の到来に適応した、持続可能なまちを目指すものであり、言い換えれば、急激な人口減少を和らげ、地域の活力を維持したまま環境の変化に対応していくために真に必要な取組を推進していくものです。

そのためには、行政のみならず、多様な人材の活躍を推進するとともに、ICTやSDGsなどの新しい時代の流れをまちづくりに取り入れながら、魅力あるしごとの創出、地域資源の活用による地域経済循環の強化、生活環境の充実、結婚・出産・子育ての希望をかなえることに重点的に取り組み移住・定住の促進を図る必要があります。

また、近年、豊かな自然環境、やすらぎのあるライフスタイル、生活文化の多様性等があらためて評価される傾向にあり、東京一極集中を是正する受け皿として農村地域に注目が集まっています。これを好機と捉え本市ならではの独自性を持った施策を展開し移住・定住の促進を図ることが必要です。

移住促進については、本市に興味を持ってもらう人を増やすために本市の魅力の積極的な情報発信に努め、交流人口拡大に向けた観光振興や都市との交流を活性化させることが求められます。その上で本市と深い関わりを持ち強い想いを寄せる関係人口の構築を図ることが必要となります。

定住促進については、若者が進学先で学んだことや身に付けた技術を地元で発揮することができる働く場の創出が求められています。また、本市の基幹産業である農業の更なる振興を図り、生業として魅力ある農業の確立に努め、就農や農業による雇用を創出することが必要です。

この他、出会いの場の創出、結婚・出産、子育ての不安解消を図るため経済的負担軽減や地域全体で支え見守る子育て環境の構築、住環境の充実、多彩な余暇活動が実現できる場所づくりにも努めることが求められています。

さらには、五所川原定住自立圏域においても人口減少が著しく、地域経済の縮小や停滞、行政サービスの縮小も懸念されることから、定住自立圏域と連携した人口減少対策も着実に実施していく必要があります。

②人材育成

人口減少の進行や超高齢化時代の到来により、地域産業の担い手や後継者不足、消費の低迷による地域経済の縮小、各コミュニティの活力低下などが懸念されています。

本市が将来にわたり持続可能なまちづくりを行うためには、基幹産業である農業の魅力向上に取り組み、国内外問わず販路開拓・拡大に挑む人や、観光振興や文化活動におけるリーダーの確保に取り組むと同時に、既存の姉妹都市交流事業や市内のイベントへ多くの市民に参画してもらうことが必要です。また、若者の市外への流出を防ぐために、若者を中心としたコミュニティの柔軟な発想を生かしたまちづくりに取り組む必要があります。さらには、地元住民では地域固有の魅力になかなか気が付けず、十分に地域資源を生かしきれていない状況にあるため、地域おこし協力隊や地域支援を行うアドバイザーなど外部からの人材を活用した地域づくりにも取り組むことが必要です。

表 2－1 令和 2 年 性別・年齢別にみた転入元別転入数

(単位：人)

都道府県、市区町村		総数	0～9 歳	10～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	不詳/その他
全体	全国	595	66	55	195	111	61	33	74	0
	青森県	318	39	25	106	69	30	18	31	0
	県外	277	27	30	89	42	31	15	43	0
男性	全国	310	36	26	95	57	40	18	38	0
	青森県	146	19	11	44	32	19	10	11	0
	県外	164	17	15	51	25	21	8	27	0
女性	全国	285	30	29	100	54	21	15	36	0
	青森県	172	20	14	62	37	11	8	20	0
	県外	113	10	15	38	17	10	7	16	0

令和 2 年 移動元別にみた転入数

県内 318 人 (内訳) 五所川原市 106 人 青森市 52 人 弘前市 38 人 鶴田町 24 人 中泊町 17 人 鱒ヶ沢町 12 人 三沢市 11 人 その他 58 人	県外 277 人 (内訳) 埼玉県 51 人 東京都 40 人 神奈川県 31 人 千葉県 20 人 宮城県 19 人 福島県 13 人 岩手県 11 人 愛知県 11 人 群馬県 10 人 その他 71 人
---	--

資料：住民基本台帳人口移動報告

表 2－2 令和 2 年 性別・年齢別にみた転出先別転出数

(単位：人)

都道府県、市区町村		総数	0～9 歳	10～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	不詳/その他
全体	全国	832	61	149	293	118	90	48	67	6
	青森県	471	44	62	135	85	60	31	48	6
	県外	361	17	87	158	33	30	17	19	0
男性	全国	417	28	76	146	57	51	27	28	4
	青森県	229	21	34	65	39	30	18	18	4
	県外	188	7	42	81	18	21	9	10	0
女性	全国	415	33	73	147	61	39	21	39	2
	青森県	242	23	28	70	46	30	13	30	2
	県外	173	10	45	77	15	9	8	9	0

令和２年 移動先別にみた転出数

県内 471 人

(内訳)

五所川原市	163 人
青森市	108 人
弘前市	78 人
鱒ヶ沢町	18 人
鶴田町	16 人
板柳町	12 人
八戸市	11 人
その他	65 人

県外 361 人

(内訳)

東京都	68 人
宮城県	53 人
神奈川県	41 人
埼玉県	36 人
千葉県	33 人
北海道	17 人
岩手県	16 人
秋田県	14 人
愛知県	11 人
その他	72 人

資料：住民基本台帳人口移動報告

(2) その対策

①移住・定住・地域間交流の促進

新たな人の流れを創出するためには、本市に興味を持ってもらうための積極的な情報発信が必要です。つがる市の暮らしの魅力、等身大の日常や観光情報についてSNSやウェブサイト等の様々な媒体を通じて積極的に情報発信を行うとともに、移住希望者に対する優遇施策の情報やU I Jターン等により移住した方の活動紹介を行うなど充実した情報発信に努めます。

交流人口拡大のために、物産及び観光振興を図りながら観光客の増加を目指すとともに、姉妹都市や関わりが深い都市との交流、東京事務所に併設する「果房メロンとロマン」を通じて本市とつながった方々や市人会等との交流をさらに推進します。そして、それらの交流やイベント等の参加を通じて、本市と密接にかかわる人を関係人口と位置付け、様々な分野で良きパートナーとして関係性を築き、交流や関わり方の深化を図ります。

定住促進については、若者が高校や大学、専門学校で学んだスキルを市内で発揮できる働き場の創出に向けて、企業誘致を推進するとともに起業・創業に向けた相談体制や

その支援充実を図ります。また、本市の基幹産業の農業を生業にする人を増やし、地域経済循環を強化するため、若者の新規就農やU I Jターンによる就農、そして農業法人や農業経営体に対する支援の拡充に努めます。

若者の出会いと結婚への支援については、出会いの場を創出する各種イベントの開催や結婚・人生設計等に関する各種相談・情報提供を行う団体を支援するほか、新婚夫婦が市内の民間賃貸住宅に入居した際の家賃補助により経済的負担を軽減します。

妊娠・出産・子育て支援については、母子の支援体制の充実、不妊治療に対する支援、多様な保育サービス、そして放課後児童対策等の充実を図ります。また、I C Tを活用した子育て支援情報の発信に努めるとともに、保育所等第2子以降負担の軽減や中学生までの子どもにかかる医療費、子どもインフルエンザワクチン予防接種費用等に対して助成を行うなど経済的支援の充実を図ります。

五所川原定住自立圏域との連携については、定住自立圏共生ビジョンに基づき、適切な役割分担のもと、広域で連携して提供すべき行政サービスや各種施策の質と量を確保しながら、圏域全体で人流を創出し、地域住民が将来にわたって安心して暮らせる地域づくりを推進します。

●目標

項目	基準値	目標	根拠資料
転入者数	662 人 (H28～R 1 年の平均値)	736 人 (R 7 年)	地域創生対策室調べ
関係人口数	100 人 (R 2 年度)	200 人 (R 6 年度)	地域創生対策室調べ
婚姻数	90 件 (H30 年)	132 件 (R 7 年)	青森県保健統計年報

②人材育成

活力ある持続可能な地域を目指すため、各分野の「生業」づくりや地域づくりをけん引するリーダーの育成に取り組むとともに、関係人口と地域で活動する市民や企業・団体等との連携を強化します。

さらに、姉妹都市や本市と関わりのある都市との交流に多くの市民に参画してもらうことで、地元の良さの発信や異文化交流の機会を創出し、グローバルな視野を持ち本市で活躍する人材の育成に取り組みます。

市内の児童や生徒らが地域に親しみ、地域の魅力や特徴を知り、課題や可能性を学んでもらうため、体験や地域間交流を重視した学習活動の充実に取り組みます。また、国際感覚やコミュニケーション能力を養うため、姉妹都市米国メイン州バス市との相互訪問交流などを通じた異文化理解を促進するとともに、つがる市への理解を深め、魅力などを国内外に発信できる人材の育成に取り組みます。

●目標

項目	基準値	目標	根拠資料
----	-----	----	------

国内外との交流活動に対する満足度	11.8% (R2年)	現状より増加 (R6年)	つがる市総合計画策定のためのアンケート調査
------------------	----------------	-----------------	-----------------------

施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとします。

(3) 事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	地域おこし協力隊受入事業 新婚生活応援事業 結婚新生活支援事業 空き家バンク登録推進事業	つがる市 つがる市 つがる市 つがる市	(ソフト事業) (ソフト事業) (ソフト事業) (ソフト事業)
	(2) 地域間交流	姉妹都市推進事業 つがる市ファン倶楽部事業 関係人口つなげるプロジェクト事業	つがる市 つがる市 つがる市	(ソフト事業) (ソフト事業) (ソフト事業)
	(3) 人材育成	国際交流事業	つがる市	(ソフト事業)
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	移住者マイホーム応援事業 ①事業の必要性 定住人口の増加及び地域の活性化を図るためには、転入者の定住を促す必要がある。 ②具体的な事業内容 市外から転入し、市内に定住する意思をもってマイホーム等を取得する世帯に対して購入費の一部に補助金を交付する。 ③見込まれる事業効果 転入者に定住を促す事業を実施することで、転出超過の状況が改善することが期待されるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	つがる市	
	地域間交流 人材育成 その他 基金積立金 (5) その他	新婚生活応援事業 ①事業の必要性 人口減少のスピードを鈍化させるため、家賃補助を行うことにより若い人の定住を促進し、地域活性化を図る必要がある。 ②具体的な事業内容 婚姻届を提出してから1年以内の新婚夫婦(夫婦ともに40歳未満)が市内の民間賃貸住宅に入居し、市内に5年以上定住する場合に最大月額15千円を5年間補助する。 ③見込まれる事業効果 若い人の定住を推進するため、新婚夫婦世帯に民間賃貸住宅の家賃補助を行うことで、若者の定住が促進されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	つがる市	

（４） 公共施設等総合管理計画との整合

移住・定住・地域間交流の促進、人材育成に係る公共施設等の整備・維持管理については、つがる市公共施設等総合管理計画における基本方針の①保有総量の最適化、②既存公共施設等の有効活用、③公共施設の複合化・多機能化、④公共施設等の長寿命化、⑤民間活力の導入に基づき、必要とする事業を適切に実施していくことから、整合性が図られています。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

①農業

本市は津軽平野の北西部に広がる穀倉地帯で、稲作や屏風山地帯の畑作を中心とする農業を基幹産業に発展してきました。

先人たちが築き上げ今日に継承されている農業基盤と、災害が少ない恵まれた気候風土のもとで、多彩な農産物が生産されており、中でも、米、メロン、すいか、りんご、トマト、長いも、ねぎ、ゴボウの8品目は「つがるブランド農産物」として、市場から高い評価を得ています。

本市の令和元年度の主な農畜産物の農業産出額（推計）を県内及び全国と比較してみると、米が約111.7億円（県内1位・全国12位）、野菜が約64億円（県内3位・全国70位）、果物が21.7億円（県内1位・全国93位）となっています。野菜について品目別に見てみると全国でも順位が高い品目はメロンの25.8億円（県内1位・全国3位）とすいかの6.9億円（県内1位・全国22位）があげられ、果物についてはりんごが20.8億円（県内11位・全国19位）と全国的にも順位が高く主力作物といえます。

本市は、全国に誇るつがるブランド農産物が生産され、農業産出額（推計）が高いことから、全国でも有数の農業地域といえますが、全国的な人口減少や高校卒業後の若者の進学や就職に伴う市外流出を受けて、農業従事者の高齢化や後継者不足が進行しており、次の表3からも分かるように、近年の農家数、農業就業人口や経営耕地面積についても減少傾向が見られ離農が進んでいます。

さらに、国内農業は農作物の輸入自由化や産地間競争の激化、さらには食料自給率の低下などにより、本市における農業を一層厳しい状況に追い込んでいます。

一方、農業生産活動は、農産物の供給以外に国土の保全、水源の涵養、美しい景観の保全、文化の伝承など、多面的な機能を有しており、ものの豊かさから心の豊かさ、安全・安心を重視する現代社会において、その多面的機能の十分な発揮に対する期待が高まっています。

農地が身近にある豊かさを将来の世代に継承していくため、また、本市の産業のけん引役である農業を持続可能なものとするため更なる地域農業の活性化が求められています。

このような中、農業生産の基盤である稲作については、生産性向上や生産コストの低減を図るため、経年劣化が懸念され本来の機能を十分に発揮できていない農業基盤の更新や、スマート農業の導入促進を視野に入れた大区画ほ場整備、用排水路や農道整備などを進めて行く必要があります。畑作については、かんがい設備の拡充など生産性を高めるための畑地整備を引き続き進めていく必要があります。また、経営安定化を図るために認定農業者や農業生産法人の経営規模拡大に向けて、引き続き農地の集積化・流動化を進めつつ、農業用機械や設備導入に対する支援を行うなど経営安定対策の充実を図り、市場のニーズに応えられる産地形成を目指すことが必要です。

果樹及び野菜については、氷温庫の整備や光センサーを導入した選果場の整備などによる集出荷体制の強化により、特に、りんご、メロン、すいかについては市場で高い評価を得ていますが、引き続き、東京事務所を活用した首都圏へのPRや関西地方へのトップセールス等により一大消費地へ向けたPRが重要です。

表3-①(1) 農家数の推移

(単位：戸)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	増減率 H7/R2
農家数	5,294	4,935	4,364	3,377	2,616	2,205	△ 58.35%
専業農家	595	678	843	939	929	—	—
兼業農家	4,699	3,961	3,319	2,225	1,502	—	—

※平成12年以降の専業・兼業別農家数は、販売農家の数値を掲載

資料：農林業センサス

表3-①(2) 経営耕地面積の推移

(単位：ha)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	増減率 H7/R2
総 面 積	13,579	13,564	13,207	13,029	12,633	12,482	△8.08%
田	11,579	11,519	11,418	10,747	10,391	10,806	△6.68%
畑	1,487	1,563	1,341	1,859	1,880	1,335	△10.22%
樹園地	512	482	415	423	320	341	△33.40%
1戸当たり面積	2.56	2.75	3.03	3.71	4.83	5.60	118.75%

※平成17年以降の田畑別面積は、販売農家の数値を掲載

資料：農林業センサス

②林業

本市の令和元年の森林現況面積は、3,897ha（国有林922ha、民有林2,975ha）で、地域の15.4%を占めており、その大半が、屏風山地帯の防災機能を持った保安林となっています。樹種別に見ると、国有林・民有林ともにクロマツを中心とした針葉樹がその大半を占めています。

令和2年における本市の林業経営体数は7戸と横ばい状態が続いていますが、林業基盤を支える人材の育成と林道の保全に努めていくことが必要です。

表3-②(1) 林業経営体数の推移

(単位：戸)

区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
林業経営体	11戸	6戸	5戸	7戸

(資料：農林業センサス)

③水産業

本市の水産業は、日本海に面する車力地区における海面漁業と十三湖を漁場とする内水面漁業が中心となっています。

海面漁業については、漁場の整備、漁港施設の機能保全、資源の増殖・保護、水産技術の向上等の支援により、漁業者の所得向上と経営の安定化に取り組むとともに、漁業の担い手確保に取り組んでいく必要があります。

内水面漁業においては、ヤマトシジミ漁を中心に、資源の確保及び流通体系の整備が求められています。

④商工業

本市では柏地区のイオンモールつがる柏を中心に大型店舗が集積し消費を呼び込んでいる一方、かつて賑わいをみせていた中心市街地が形成されている木造地区の商店街や、各地域にある商店の廃業などが目立っています。また、コンビニエンスストアの出店や、インターネットによる通信販売の台頭もあり、より一層、本市の商業を取り巻く状況は深刻なものとなっています。

これまで、商業活性化のため、地元消費喚起のための商品券発行の支援や、商工会で実施するイベントや祭りへの補助金交付などの支援を行ってきたほか、県や金融機関との連携による融資制度の実施や商工会との連携による経営支援などにより、商業を生業とする方々の経営安定化を目指してきました。

しかし、商店街や各地域には空き店舗や空き倉庫が目立ち、コミュニティ機能や各地域の生活支援など商業の機能を十分に発揮されていない状況が見られます。商店街や各地域の商店などは移動手段を持たない高齢者や子ども達にとって、身近な消費の場であり、また交流の場として重要な役割もあることから、持続可能なまちづくりを目指す上でも活性化が必要不可欠です。

今後は、行政主導による商店街づくり・商業振興ではなく、商店街や各地域の商業の特性を知っている意欲的な経営者、あらゆる分野のキーマンや専門家、そして商店街、各地域の商業を担う若手の経営者らによる、民間主導での商店街の活性化や各地域の商業の維持に向けた根本的な課題解決へ取り組む必要があります。そうして出てきた一過性の対症療法策ではない、根本的な課題解決策については行政として積極的な支援を行うという流れが今後重要になります。

起業・創業支援や継業支援に努めつつ、小さくても個性的なお店が、徒歩圏内に広がり、郊外にある大型店舗などには無い魅力を兼ね備え、人々が集う回遊性がある商店街づくり、また各地域の生活を支える商業機能の維持に向けて、食・文化といった地域資源の活用を促進しながら取り組むことが必要です。

本市の工業については、企業誘致の取組を推進し、農業経営の余剰労働力の吸収と所得向上及び若者の定住促進に努めてきたところです。しかし近年、我が国経済が長引く景気の低迷から脱し、企業の設備投資意欲の高まりや生産拠点の国内回帰等がみられるものの、本市への新規企業の誘致は1件と進まず、既存事業所も減少しており、平成30

年工業統計による概況は、27 事業所が操業、従業員数 699 人、製造品出荷額は 6,038 百万円となっています。

工業及び企業誘致を取り巻く環境は極めて厳しいものがありますが、本市の均衡ある発展のためには、今後も工業の振興は不可欠であり、引き続き企業誘致を促進して就労機会の創出に努めていくことが求められています。

表 3－④（１）商業の状況 商店数等（卸売・小売業）の推移

（単位：店、人、百万円）

区 分	平成 14 年	平成 19 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年	増減率 H14／H28
商店数	456	419	323	284	314	△31.1%
従業員数	2,980	2,809	2,166	2,086	2,063	△30.8%
年間商品販売額	52,666	47,738	41,343	58,605	56,228	6.8%

資料：商業統計調査、経済センサス活動調査（H24・H28）

表 3－④（２）工業の状況 事業所数等の推移

（単位：店、人、百万円）

区分	平成 11 年	平成 14 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年	令和元年	増減率 H11/R1
事業所数	60	51	48	33	27	31	△48.3%
従業員数	1,721	1,326	1,118	791	699	742	△56.9%
製造品出荷額等	9,512	7,717	6,274	5,703	6,038	6,297	△33.8%

資料：工業統計調査

⑤情報・通信産業

近年、本市のような過疎地域においても、高速インターネットが利用できる環境が整備され、スマートフォンやタブレット端末の普及が進み、消費生活や就労スタイルに変化が見られます。産業全体を見てもデジタル化を活用した取組が進んでいますが、本市には情報・通信産業の受け皿となるサテライトオフィスなどの環境が無く、推進体制が整っていません。情報通信産業は経済波及効果が高い産業であることから、まずは ICT を利活用する人材の確保に努め、情報通信関連産業の積極的な誘致も視野に入れた企業誘致活動に努めていくことが必要です。

⑥観光・レクリエーション

本市には、古代のロマンあふれる縄文時代の遺跡、屏風山地帯のベンセ湿原、高山稲荷神社など多くの観光資源と地元の特産品や加工品などを販売する直売所や道の駅があり、観光と物産の一体的な取組により、観光客の誘客や多様な交流を促進し、地域の活性化を図ってきました。

主要観光施設の入込客数を見ると、つがる市農産物直売所、高山稲荷神社、道の駅もりたアーストップに多くの方が訪れ、主要な祭りについては、馬市まつり、つがる市春祭り、つがる市ネブタまつりに多くの方が訪れています。

観光客入込客数全体を見ると、東日本大震災後の平成 23 年以降は増加傾向が見られ令和元年には 1,086 千人となっていますが、未だ東日本大震災以前の入込客数までは回復していない状況となっています。

観光は域外からの外貨獲得や交流人口の増加が期待でき、地域に活力がもたらされることから、本市の豊かな自然、食や文化などの地域資源を活用した観光コンテンツを充実し誘客を図ることが重要です。

本市には、世界文化遺産に登録された「北海道・北東北縄文遺跡群」を代表する亀ヶ岡石器時代遺跡^(注 1)、田小屋野貝塚^(注 2)のほか石神遺跡^(注 3)といった歴史ロマンにあふれる観光資源があり、今後、来訪者の大幅な増加が期待されるため、市文化の振興策と連携しながら、縄文を目玉とする観光コンテンツの充実や観光事業者のホスピタリティの更なる向上など、受入態勢の整備が必要です。

津軽自動車道の開通による交通の利便性向上や、青森空港における新たな国際線就航による海外からの観光客の増加などを好機と捉え、本市が持つ自然、産業や歴史文化を生かした着地型観光を推進し、稼ぐ観光を実現させ地域活性化を図る必要があります。

表 3－⑥観光客入込み客数の推移

(単位：千人、%)

区 分	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
観光客入込客数	1,262	1,249	1,463	1,441	1,378	1,381	791	740
区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
観光客入込客数	760	757	826	879	876	951	1,105	1,086

(資料：青森県観光統計)

(注 1) 亀ヶ岡石器時代遺跡

標高 7～18m 程度の丘陵(亀山地区)と、その北側と南側に位置する標高 3～4m 程度の低湿地(近江野沢地区・沢根地区)に立地している縄文時代晩期(紀元前 1,500 年～紀元前 400 年頃)の大規模な共同墓地の遺跡です。令和 3 年 7 月末に世界文化遺産登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」の 17 構成資産の 1 つ。出土した土器や国重要文化財の遮光器土偶に代表される縄文時代晩期の優れた物質文化は「亀ヶ岡文化」と呼ばれ、その名称の由来となった遺跡です。

(注 2) 田小屋野貝塚

縄文時代前期中頃～中期末頃(紀元前 4000 年～紀元前 2,000 年頃)の円筒土器文化を中心とする遺跡で、日本海側では数少ない縄文時代前期の貝塚を伴う集落遺跡です。令和 3 年 7 月末に世界文化遺産登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」の 17 構成資産の 1 つ。温暖な自然環境下での自然との接し方や土地利用の在り方を示しています。

(注 3) 石神遺跡

縄文時代前期～中期に栄えた円筒土器文化の代表的遺跡。明治時代から多くの土器・石器が出土することで知られています。昭和40年には弘前大学・慶應義塾大学によって発掘調査が行われ、縄文時代前期から中期の土器が層位的に出土しました。出土遺物のうち219点が平成2年(1990)に国重要文化財に指定されています。

(2) その対策

①農業

◆就農支援

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図ることを目的に、国及び県などと連携し実施する農業次世代人材投資事業（準備型・開始型）の促進を図り、事業を利用する就農者の円滑な研修をサポートします。

また、本市独自に支援金（国交付金（準備型）と併用が可能）を交付し、本市のベテラン農家の指導や地域農業のリーダーによるバックアップが受けられる「つがる市新規就農者支援事業」を合わせて実施し、新規就農者の育成及び確保を図ります。

◆生産基盤の整備・充実

地域の稲作の生産基盤の強化と農作業の効率化を図るため、区画整理や農業用排水施設等の水田整備を地域のニーズに応じて実施していきます。また、農業水利施設の長寿命化対策や防災減災対策についてもきめ細かく推進していきます。

I C Tを活用した品質向上や省力化、労働力不足解消などが期待されるスマート農業の本市での活用に向けて、その基盤となるG N S S（Global Navigation Satellite System:衛星測位システムを用いて地上の位置関係を求める測量作業）の基地局を整備し、ロボット機械の導入を促進します。

畑作振興については、地域が一体となって生産・出荷コストの低減、販売額の向上などに取り組むために必要な農業機械の導入や集出荷施設の整備に努めます。

畜産振興においては、飼料基盤に立脚した肉用牛経営に係る担い手の育成を図るため、草地の造成整備や畜舎等の施設整備を支援します。

安心・安全な農産物産地として、特別栽培や「土づくり」への取組など有機農業の導入による農産物の高付加価値化を促進します。

◆農道

基幹産業である農業の生産活動の強化には、農作業の効率化を図るための農道整備が必要不可欠です。また、改良や防雪柵の設置を必要とする路線があることから、計画的に整備を進めていきます。

◆経営基盤の強化

地域農業の持続的かつ安定的な発展を目指し、認定農業者、集落営農組織、農業生産法人、新規就農者など、産地をけん引する経営体の育成対策と、担い手農家への農地集積を進め、安定した農業経営ができるように、農地中間管理機構等の活用を促進します。

稲作農家については、主食用米の需要が減少する中、行政と農業関連団体などが連携を強化し、農地のフル活用による複合産地の確立、複合経営の生産体制を強化し、稲作の販売額向上や生産コストの低減、契約栽培や輸出の拡大に向けた取組などを支援しま

す。

畑作・野菜農家についても、所得確保を図る経営複合化を促進するとともに、畑作・野菜等の販売額向上や労働力不足に対応した機械化、生産コスト低減に向けた取組を支援します。

◆販路拡大及び6次産業化の推進

農産物の販路拡大を図り農業所得の向上に繋げるにより生業として魅力ある農林水産業を目指します。販路拡大に向けては、一次産業従事者の意向を把握しつつ、直売所での販売拡大やインターネット販売の支援を行うなど消費者への直接販売に向けた取組を促進します。また、就農者の定着、生産者と購買者や都市住民との交流を促進するため、道の駅、農産物の直売所・展示所における施設の整備を充実させます。

一次、二次、三次産業が連携して農林水産物等の地域資源の付加価値を高める6次産業化を促進するために構築したつがる市食産業ネットワークによる新商品開発や販売会等の活動を支援します。また、つがる市未来プロジェクト事業によりつがる市産農畜水産物等を活用した付加価値の高い商品開発又はその販売促進等、6次産業化の推進に資する取組を行う事業者を支援します。

学校給食での地元農産物の使用など「地産地消」への取組を進めます。

◆ブランド化戦略の推進

本市産農産物をPRするホームページの充実やSNSの活用により、創意と工夫を凝らした効果的な消費宣伝活動を展開します。

認定農産物を使用した加工品の開発及びブランディングを推進し、本市の農産物における総合的なブランド価値の向上を図ります。

「果房メロンとロマン」を活用し、本市の農家と首都圏の消費者や就農希望者をつなぐ様々な交流イベント、農協が主催する一坪メロンや一枝オーナー事業の支援を行い、本市産の農産物の魅力の発信に努め、本市の農産物のファンを獲得します。

●目標

項目	基準値	目標	根拠資料
新規就農者数	22人 (H30年度)	32人 (R6年度)	地域ブランド対策室 農林水産課調べ
つがるブランド認定農家数	801人 (R1年度)	1,000人 (R6年度)	地域ブランド対策室調べ

②林業

森林資源の適切な管理に向け、作業道等の整備に積極的に取り組むほか、間伐材の有効利用や粗放林野の伐採整備と造林事業の促進等により、水源涵養や防風等保安機能の維持・強化に努めます。

●目標

項目	基準値	目標	根拠資料
林業経営体	7戸 (R2年)	現状維持 (R7年)	農林業センサス

③水産業

海面漁業については、引き続き水産資源の増大と漁獲量の安定・向上を図るための漁場整備や老朽化した漁港施設の機能保全を進めるとともに、荷捌き施設の整備に努め共同利用を推進します。また、漁協や関係機関との連携により、経営安定化策を推進します。内水面漁業については、シジミが適正な環境で生育できるよう浚渫や環境整備に努めます。

●目標

項目	基準値	目標	根拠資料
漁獲金額	8,026 千円 (R1 年度)	14,078 千円 (R7 年度)	農林水産課調べ

④商工業

商店街の賑わいづくりを促進するために、中心商店街等にある空き店舗を活用する新規出店支援や経営支援、**商店街の道路、駐車場、街灯、その他地域の商店街の振興のために必要な共同利用施設の整備**を行います。また、UIJターンにより市内で起業する方を対象に、事業活動に必要な資金の一部を補助し雇用の場の創出に努めます。

中小企業の経営安定化に向けては、県や信用保証協会など関係機関と連携し、融資の際の保証料の補助を行う他、セーフティーネット保証制度の認定など、事業の活動に必要な資金の調達を円滑にするための支援を継続していきます。

また、本市においては、中小企業が地域経済や雇用を支える重要な役割を果たしていることから、経営支援体制の強化等の各種事業の推進に加えて、中小企業の設備投資を支援するため、生産性向上特別措置法に基づく「導入促進計画」を令和2年7月に策定しています。今後は、これに基づき、中小企業が所有する老朽化した設備を生産性の高い先端設備に更新を促し、労働生産性の向上を推進します。

企業誘致については、企業誘致条例に基づく用地取得、事業所設置や緑地設置に対する奨励金、製造業やソフトウェア業及び研究所を対象とした雇用奨励金交付、テレマーケティング関連産業の立地促進補助金交付などの優遇制度を活用しながら積極的な企業誘致活動を展開し雇用の場創出に努めます。

●目標

項目	基準値	目標	根拠資料
卸売・小売業年間商品販売額	56,227 百万円 (H28 年度)	現状より増加 (R7 年度)	経済センサス活動調査
製造品出荷額	5,905 百万円 (H28 年度)	現状より増加 (R7 年度)	工業統計調査

⑤情報通信産業

社会全体のデジタル化によりテレワークの普及やサテライトオフィスの設置が地方に増加していることを受けて、本市にある空き店舗や利用されていない公共施設等を利活用した情報通信産業の誘致を検討しその支援策を講じていきます。

●目標

項目	基準値	目標	根拠資料
新規立地協定締結企業数	1 企業 (H28~R2)	3 企業 (R3~R7)	商工観光課調べ

⑥観光・レクリエーション

◆日本のふるさとを感じることができる観光振興

津軽自動車道の整備や北海道新幹線の開業等を好機ととらえ、豊かな農地・農産物、自然景観や歴史的遺産等を活用した観光情報の発信、観光客の体験交流、地元の食材を活かしたメニューやお土産品の開発、販売促進など、各分野・関係機関が連携し一体となって体験型・滞在型・着地型観光の促進に取り組みます。特に北海道・北東北の縄文遺跡群の取組を強化し、本市の観光資源として一層の活用を図ります。

来訪者に対する「おもてなし」について、商工会や観光物産協会への働きかけを行い更なる醸成を図るとともに、地元ガイドによるツアーなど市民と来訪者が交流するイベントを拡充します。

県や近隣自治体、民間事業者等と連携し、地域特性を生かした観光ルートの開発や祭りイベント等での相互誘客など、広域観光を推進します。

◆観光インフラ・レクリエーション施設の整備

来訪者の快適な滞在と安全を確保するために、つがる地球村、柏ロマン荘や稲穂いこいの里などの宿泊施設や付帯設備の充実に努めます。特に、観光施設における高速インターネット通信環境の整備を推進します。また、観光資源間のアクセス道路の整備や分かりやすい案内板の充実に図り利便性向上に努めます。

新しい生活様式に合わせた余暇活動需要の変化も見られることから、花畑など自然を生かした公園整備やつがる地球村スポーツパークなどのレクリエーション施設の整備・拡充を促進し、来訪者及び市民の余暇活動の充実に図ります。

◆メディアを活用した戦略的な情報発信

観光情報をホームページやSNSを活用し戦略的に情報発信を行うとともに、メディア事業者との連携により話題や流行の意図的な創出を図ります。

●目標

項目	基準値	目標	根拠資料
観光客入込数	1,085,758人 (R1年度)	現状より増加 (R7年度)	青森県観光入込客統計
宿泊客数	22,276人 (R1年度)	現状より増加 (R7年度)	青森県観光入込客統計

施設の整備に係る目標については、つがる市公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとします。

(3) 事業計画(令和3年度～7年度)

持続的发展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(1)基盤整備 農業	スマート農業推進事業 つがる北部地区草地畜産基盤整備事業	つがる市 あおもり農業	(ソフト事業)

		経営体育成基盤整備事業 農業水利施設保全合理化事業（下車力3号排水路） 農業用河川工作物等応急対策事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 県営農地整備事業（下車力広域農道） 農道橋長寿命化事業 農道整備事業（芦沼赤根線） 農道整備事業（浦船若緑線） 県営西津軽地区農村地域防災減災事業	支援センター 青森県 青森県 青森県 青森県 青森県 青森県 つがる市 つがる市 つがる市 青森県	
林業				
水産業				
(2) 漁港施設		車力漁港荷捌施設改修事業 木造漁港改修事業	つがる市 つがる市	
(3) 経営近代化施設				
農業		農産物高品質安定化事業	ごしょつがる農協	
林業				
水産業				
(4) 地場産業の振興				
技能習得施設				
試験研究施設				
生産施設		車力野菜集出荷施設キュービクル改修工事 車力野菜集出荷施設改修事業 柏農産物加工センター建設事業 食産業ネットワーク未来プロジェクト事業 移動販売車購入事業 柏農産物直売所駐車場整備事業	つがる市 つがる市 つがる市 つがる市 つがる市 つがる市	
加工施設				
流通販売施設				(ソフト事業)
(5) 企業誘致				
(6) 起業の促進		つがるU I J ターン起業支援事業	つがる市	(ソフト事業)
(7) 商業		中小企業借入資金信用保証料補給交付事業	つがる市	(ソフト事業)
共同利用施設		中心商店街駐車場整備事業	つがる市	
その他				
(8) 情報通信産業				
(9) 観光又はレクリエーション		つがる地球村スポーツパーク改修事業 銀杏ヶ丘公園駐車場整備事業 柏ふるさと生きがいセンター改修事業 柏ロマン荘改修事業 平滝沼公園改修事業 しゃこちゃん広場改修事業 木造福祉交流センター改修事業 健康増進施設改修事業 車力地区温泉整備事業 銀杏ヶ丘公園改修事業	つがる市 つがる市 つがる市 つがる市 つがる市 つがる市 つがる市 つがる市 つがる市	
(10) 過疎地域持続的発展特別事業				
第一次産業		つがるブランド推進事業 ①事業の必要性 本市の農業所得向上のためには、ブランド力及び知名度向上を図り、本市特産品の販売を促進する必要がある。 ②具体的な事業内容 本市のブランド力向上を推進するつがるブランド推進会議に対して補助金を交付しその活動を促進するもの。また、東京でアンテナショップを運営して、つがるブランドの推進を行う。 (主な活動内容)	つがる市 (つがるブランド推進会議)	

		・農産物の栽培基準等を定め、農産物の高付加価値化を目指すために認定制度を実施。 ・認定された農産物、加工品を首都圏、関西圏、県内等で販売を実施。 ・更なる高付加価値化を図った農産物を出荷した認定者に対して「高品質農産物事業奨励金」を交付。 ・「産地」として知名度向上を図るため「メロン・スイカフェスティバル」を実施する。 ・本市特産の農産物をモチーフとするマスコットキャラクターを活用したSNSによるPR、着ぐるみによる集客力向上の取組。 ・アンテナショップ「果房メロンとロマン」の運営。 ③見込まれる事業効果 つがるブランド農産物を推進することで、認知度の向上が図られ、農業所得の向上につながるとともに、地元に誇りと愛着が生まれ、地域活力の向上が期待される。このため将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 農業生産・経営基盤強化促進事業 ①事業の必要性 生業として魅力があり、持続可能な農業を実現するためには、農業経営の安定化と収益性を向上させる取組が必要である。 また、既存の制度では対象要件に該当しない農業者や不採択になり負担増になる農業者もいることから、全ての農業者にとって負担軽減につながる総合的な支援策を講じる必要がある。 ②具体的な事業内容 農業経営の安定化と収益性の向上を図るため、堆肥購入、農業機械（スマート農業機械含む）・施設などの整備に要する経費、資格取得や研修に要する経費の一部へ補助を行う。また、収入保険やナラシ対策の加入促進を図るための掛金や稲わらの有効活用を推進するための経費に補助を行う。さらに、国・県などが実施する経営安定化に関わる様々な制度を、農業経営者がそれぞれの立場で有効活用できるよう支援する。 ③見込まれる事業効果 これらの取組を推進することにより、農業者の生産・経営基盤の整備充実を図ることが可能となり、地域の農業が強化され、持続可能な農業の確立につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資するものである。	つがる市	
	商工業・6次産業化 情報通信産業 観光 企業誘致 その他 基金積立 (11) その他			

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び振興すべき業種は次表のとおりである。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
つがる市全域	農林水産物等販売業、製造業、 旅館業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

① 現状及び課題

上記(1)のとおりです。

② 課題を解決するために実施する事業内容

上記(2)及び(3)のとおりです。

なお、上記事業の実施にあたっては、青森県、五所川原圏域定住自立圏の構成市町や関係機関との連携を図りながら進めます。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

つがる市公共施設等総合管理計画において「産業系施設は、その多くが指定管理者によって運営しており、今後もより適切な指定管理者による運営を推進し、適正な維持管理により、長寿命化を目指します。また、民間への賃貸や収益事業として民間に移管することなどについて検討します。」としており、また、「漁港については、施設の重要性や利用状況など、各施設の特徴を踏まえ、適正な維持管理のもと、安全性の向上に努め、効率的な施設管理を進めていきます。溜池等の施設の維持管理は原則として地元によるものとし、必要に応じ原材料の供給等を行っていきます。」としています。

さらに「スポーツ・レクリエーション系施設は、施設の老朽化や利用状況を踏まえ、今後も計画的な保全により長寿命化を図ります。また、近隣自治体の施設の相互利用を考慮しながら、民間事業者の活用等を検討しつつ、地域性を考慮した適正な規模・配置を検討します。」としています。

本計画においても同様の方針としており、本計画と整合性が図られています。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

社会経済のデジタル化の進展に伴い、スマートフォンやタブレット端末の普及、インターネットの高速化により、市民生活や企業活動において様々なサービスや情報提供のオンライン化が進み、誰もがデジタル化のメリットを享受できる環境が整いつつあります。

人口減少の進行や超高齢化社会の到来を受けて、地域課題が一層多様化していることや、感染症対策としての非接触・非対面を積極的に取り入れた新しい生活様式への対応が求められていることから、デジタル技術を積極的に活用した産業振興や市民サービスの向上を図る必要があります。

国のデジタル庁の新設を受けて、行政のデジタル化が本格化するにあたり、これまで整備してきた防災行政無線等の適正な運用とともに、市民誰もが高度情報通信ネットワークを通じて流通する膨大な情報を適正で効果的に活用できるよう環境整備に取り組むことが求められています。

デジタル化の活用により高い利便性が得られる一方、消費生活やコミュニケーションの在り方が変化することにより様々なトラブルに巻き込まれるリスクも増大していることから、その危険性やモラルの普及啓発を同時に進めていく必要があります。

(2) その対策

これまで整備してきた防災行政無線施設の有効活用を図るとともに、災害時における重要な伝達手段となるラジオ放送の難聴区域を解消するためにも、FM中継局の整備を行います。

デジタル化への対応については、市民の日常生活の利便性向上を図るため、行政手続きのオンライン化やマイナンバーカードの普及を図ります。また、公共施設や観光施設にWi-Fi環境を整備し市民や来訪者の利便性向上を図ります。

その他、防災（緊急情報）、学校教育や社会教育、医療・福祉分野にICTを積極的に活用し、市民の利便性向上を図ります。

●目標

項目	実績値	目標値	根拠資料等
FM中継局設置数	0基 (R2年)	1基 (R7年)	総務課調べ

施設の整備に係る目標については、つがる市公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとします。

(3) 事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域における情報化	(1)電機通信施設等情報化のための施設 通信用鉄塔施設 テレビ放送中継施設 有線テレビジョン放送施設 告知放送施設 防災行政用無線施設 テレビジョン放送等難視聴解消のための施設 ブロードバンド施設 その他の情報化の施設 その他 (2)過疎地域持続的発展特別事業 情報化 デジタル技術活用 基金積立 (3)その他	FM中継局整備事業	つがる市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

つがる市公共施設等管理計画において、「行政系施設は、市政運営の拠点施設であり、災害時における重要施設であるため、今後も計画的な保全により長寿命化を図ります。また、施設の老朽化や利用状況、市民のニーズに配慮し、適正な規模・配置、多機能化についても検討します。」としています。本計画においても同様の方針としており、整合性が図られています。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①道路

◆市道

本市では、市域の南部地区を東西に走る一般国道 101 号、東部地区を南北に走る主要地方道五所川原車力線、西部地区を南北に走る主要地方道鰯ヶ沢蟹田線及び弘前市に連絡する主要地方道弘前柏線が主要幹線道路としての役割をなし、これらを補完する一般県道、広域農道とともに地域の主要ネットワークが形成され、市民生活や経済産業の基盤となっています。今後も主要幹線道路については市民生活や産業活動を支える重要な役割を担っており、広域交流の推進や五所川原定住自立圏域の一体感の醸成、広範な市域に点在する主要公共施設や観光施設などの有効利用を図るうえからも、更なる整備が求められています。

また、平成 26 年には津軽自動車道のつがる柏インターチェンジが供用開始となり、本市を含めた以西の西北五地域と青森市及び弘前市への交通の利便性が向上しました。今後は、救急医療施設へのアクセス向上と物流効率化による地域産業の活性化に資するため、つがる柏インターチェンジ以西の早期開通が期待されています。

市民生活に最も密着した生活基盤である市道については、主要ネットワークを補完する路線を中心に早期改良や維持補修を進めていますが、地区を結ぶ道路や地区内道路において未改良部分も相当数あり、その整備が強く求められています。

さらに、老朽化した除雪機械の更新や、防雪柵の設置等の整備など除雪体制の充実と防雪対策により冬期間においても安全・安心に道路を通行することができるまちを目指す必要があります。

表 5－①市道の整備状況

(単位：メートル、令和 2 年 3 月 31 日現在)

区 分	路線数	実延長	舗装延長	舗装率	改良延長	改良率
1 級	71 路線	84,932	84,914	99.98%	83,236	98.00%
2 級	74 路線	101,033	81,554	80.72%	88,342	87.44%
その他	854 路線	374,586	263,377	70.31%	289,738	77.35%
合 計	999 路線	560,551	429,845	76.68%	461,316	82.30%

(資料：市土木課調べ)

②交通

本市では、一般国道 101 号に並行して市域の南部地区を東西に走る鉄道(JR 五能線)が市民の移動手段の一翼を担っていますが、市域を移動するための主たる公共交通機関は路線バス等であり、学生や高齢者の日常生活の移動手段としては欠くことのできないものとなっています。

バス路線については、4路線（五所川原～出来島線、五所川原～豊川線、五所川原～鰯ヶ沢線（木造経由）、五所川原～市浦庁舎線）が運行されています。自家用自動車の利用増、人口減少の進行による利用者の減少に伴い、バス事業者の自己努力による路線維持が困難な状況となり、赤字路線に対する補助制度を活用して路線維持に努めています。

なお、平成30年9月末に廃止された4路線（五所川原～南広森線、五所川原～稲垣線、五所川原～下繁田線、五所川原～鶴田線）の代替路線として3路線（吹原線、柏線、下繁田再賀線）を地域内交通として運行を行っています。

また、主に高等学校への通学不便の解消を目的として、乗合タクシー2路線を運行しています。これらは利用者の減少により廃止となった路線バス（金木～牛湯線、金木～中里高校線）の代替交通で、中里高校、金木高校へ通学する高校生を主な利用者として運行しています（中里高校は令和4年3月末閉校、金木高校は令和5年3月末閉校）。

今後とも、高校生や高齢者など公共交通機関に頼らざるを得ない市民の交通手段を確保するため、利用者ニーズに合わせたダイヤ・路線の設定など利便性の向上、利用者増加策を講じていく必要があります。

（2）その対策

①道路

主要幹線道路の整備については、近隣市町村との交流や地域連携を促進するため、国道101号線や主要地方道などの整備促進を国や県に働きかけるとともに、主要ネットワークを補完する市道についても早期改良及び維持を計画的に推進します。また、平成30年度に事業化された柏浮田道路についても、県や圏域市町と連携しながら早期完成を国へ働きかけます。

市民が日常的に利用する生活道路については、すべての人が安全・安心に道路を通行できるよう、改良・舗装等を行い、歩道のバリアフリー化や歩車道の分離などを推進します。特に、通学路に指定されている箇所については、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設の整備も含め優先的に実施します。

経年劣化により老朽化が著しい橋梁については、つがる市橋梁長寿命化修繕計画に基づいた効率的で安全な整備に努めます。

冬期間の移動手段確保のため、防雪柵の適正な維持管理及び設置、未整備地区への新規整備を推進しつつ、計画的に道路維持車両や除雪機械等を整備します。

●施設の目標

項目	基準値	目標	根拠資料
防雪柵の設置道路延長	40,453m (R1年度)	41,000m (R6年度)	土木課調べ
市道の舗装率	76.7% (R1年度)	77.0% (R6年度)	土木課調べ

②交通

路線バス及び地域内交通については、利用者ニーズに対応した運行路線やダイヤの設定を行うことで、市民の生活に役立つ公共交通サービスの提供を図り、市内全域の距離感の縮小と一体感の醸成を促進していきます。また、公共交通の路線の維持及び環境負荷の軽減等の視点から公共交通機関の利用を促進します。

さらに、通学、通院、買い物等、日常生活に欠かすことのできない交通手段の確保のため、バス事業者やタクシー事業者のみならず、多様な主体と連携した移動手段のネットワーク構築に向けた検討を行います。

●目標

項目	基準値	目標	根拠資料
できるだけ公共交通機関を利用したいと思う人の割合	24.9% (R2年)	現状より増加 (R6年)	つがる市総合計画策定のためのアンケート調査
地域内交通利用者数	3,167人 (R1.10～R2.9)	現状より増加 (R6年)	企画調整課調べ

施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとします。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

[illegible]

		車力28号線擁壁改修事業 防雪柵整備事業 橋梁長寿命化事業 入間橋大規模改修事業	つがる市 つがる市 つがる市	
	橋りょう			
	その他			
	(2) 農道			
	(3) 林道			
	(4) 漁港関連道			
	(5) 鉄道施設等			
	鉄道施設			
	鉄道車両			
	軌道施設			
	軌道車両			
	その他			
	(6) 自動車等			
	自動車			
	雪上車			
	(7) 渡船施設			
	渡船			
	係留施設			
	(8) 道路整備機械等	除雪機械購入事業	つがる市	
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通 交通施設維持	防雪対策事業 ①事業の必要性 本市では冬期における安全な道路の通行が課題となっている。 ②具体的な事業内容 冬期間も安全に市道を通行するために、防雪柵を設営する。 ③見込まれる事業効果 防雪柵設置により、冬期間でも、公共施設等の拠点と生活の場を結び付けるネットワークが構築され、誰もが安心して住み続けられる快適な住環境の向上につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	つがる市	
	その他			
	基金積立			
	(10) その他			

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

つがる市公共施設等総合管理計画において、道路・橋りょうについては、「道路は、修繕箇所の早期発見・補修等に努め、長寿命化、予防保全型の維持管理を実施し、ライフサイクルコストの最小化に努めます。橋梁は、「つがる市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、定期的に点検を実施し、効率的な維持管理を行っていきます。」としています。本計画においても同様の方針としており、整合性が図られています。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①水道施設

本市の上水道は、津軽広域水道企業団西北事業部により供給が行われてきました。これまで岩木川、近隣の中小河川や地下水を水源にしていたが、近年の河川の水質悪化、地下水の揚水量不足や浄水場の老朽化などを受けて、令和3年7月から、水源を浅瀬石川ダムとする同津軽事業部（黒石市）からの受水を開始しました。これに併せて水道未普及地域の水道管整備を実施しており、普及率については今後上昇が見込まれます。引き続き、老朽化している管路の計画的な更新及び耐震化に努め、すべての市民に対して良質な水を供給し続けることが求められています。

②下水処理施設

下水道については、令和元年度末の水洗化率が64.0%となっており、快適な生活環境と水質保全のために、引き続き公共下水道事業をはじめ地域の実情に応じた汚水処理事業を実施して水洗化率の向上を図ることが必要です。

快適とやすらぎのある生活環境の創出のためにも、今後とも公共下水道・農業集落排水・合併浄化槽などの下水処理施設については、地域の実情に即した整備手法を検討の上、計画的に整備していくことが求められています。

③廃棄物等処理施設

本市における可燃物処理については、西北五地域2市2町で組織されている西北五環境整備事務組合の西部クリーンセンターにおいて焼却処分されています。

不燃物ごみについては、これまで市内に3ヶ所ある最終処分場で埋め立て処理されていましたが、埋め立て容量の対応期限を迎えたため、令和3年5月から新たな処理場が稼働しました。これにより、家庭からの不燃ごみ約15年分の処理が可能となりました。

なお、各家庭から最終処分場に搬入される市民一人あたりの不燃ごみの量は、年約20kg前後でここ数年は推移しています。これは10年前と比べ2kg程度増加していることになり、本市ではごみの減量が思うように進んでいないことが課題となっています。

地球温暖化防止対策が講じられている中、今後、更なる循環型社会の形成が求められていることから、リサイクルの推進やごみの減量化などの3R（リデュース、リユース、リサイクル）活動など、市民や事業者、行政が連携した対策が必要です。

④火葬場

火葬場については、つがる市斎場とつがる市車力斎場があります。つがる市斎場は平成19年に完成・供用開始された施設であり、衛生や環境保護等においても優れた施設となっていますが、火葬需要の増加に伴い多様化する斎場ニーズに的確に対応していく必要があります。車力斎場については昭和61年に建設された施設で、老朽化が著しく維持

補修費が増加しています。今後も火葬需要の増加が見込まれていることから、適切な時期に改修を行い機能維持に努めることが必要です。

⑤消防・防災施設

◆消防体制の充実

市民が安全安心に暮らせる地域社会の形成には、消防防災体制の充実が必要不可欠であり、市民の生命及び財産を守るために、消防力の強化を図ってきました。

しかし、本市の人口減少の状況やつがる西北五圏域の救急医療体制の見直しなど、消防を取り巻く様々な状況が変化していることを受けて、将来に向けて持続可能な消防体制を構築するために令和2年9月に消防体制を再編しました。

これにより、消防体制1消防署、3分署、1分遣所（つがる市消防署、森田分署、稲垣分署、車力分署、柏分遣所（平成30年5月末に廃止））から2消防署、1分遣所（つがる市消防署、北消防署、稲垣分遣所）の体制に移行しました。再編により、運用の面では、車両や装備などの適正化、費用の抑制などが期待されています。また、限られた人員、施設や設備で広範な市域をカバーするために、消防本部が一元的に通報から出動指令、情報共有による出動部隊の支援までを行う「高機能消防指令システム」を導入し、迅速・的確な消防・防災活動に努めているところです。現在、人口規模に見合った消防防災体制や救急体制が整いつつあるものの、近年ますます激甚化が見られる自然災害に備えるためにも、引き続き消防・防災活動及び救急に必要な施設や設備等を計画的に整備していく必要があります。

また、本市は市域が広範にわたるため、迅速な消防・防災活動を維持していくためには市内各地域の集落単位で組織されている消防団（分団）の役割が重要になっています。

非常備消防については、施設や車両の老朽化に加え、近年の人口減少を受けて団員の高齢化や人員不足が懸念されていることから、団員の確保や組織の再編などを検討しつつ、非常備消防の機能を十分に発揮できるように、各地区のコミュニティ消防センター、消防屯所や消防団車両などの計画的な整備が求められています。

◆防災体制の充実

近年の地球温暖化に伴う気候変動の影響により、全国各地で豪雨による水害や土砂災害等、大規模な災害が発生しており、激甚化する自然災害は市民生活に不安を与え、災害発生時には大きな混乱をもたらしています。東日本大震災の教訓から大規模広域災害が発生した際には、ライフラインの途絶や行政機能の低下など、支援が行き届かないことが考えられます。

また、人口減少の進行や超高齢化社会の到来の中で災害に強いまちづくりを推進するためには、市民の防災意識の高揚を図りつつ、関係機関・団体等による連携・協力のもと、平時からの備えと災害発生時の迅速かつ適切な行動をとることができる体制の強化を図ることが重要です。このため、地域防災計画や、西つがる国土強靱化計画に基づき、非常時における拠点の整備、避難路及び避難場所の確保や要援護者への支援、建物の耐震化などの事業を着実に実施するとともに、自主防災組織の組織づくりに対する支援を

行うことが求められます。

⑥公営住宅

公営住宅については、基礎的な定住基盤としての更なる整備が必要であり、今後も過疎対策の重点施策として取り組んでいくことが求められています。

核家族化の進行に伴い高齢者のみの世帯も増加していることから、高齢者や障害を持つ人が安心して暮らせるようバリアフリー化に対応した住宅についても積極的に整備していくとともに、買い物・通院・通学など、高齢者や子育て世代が暮らしやすい日常生活に利便性の高い住宅地を供給していくことも必要です。

さらに、昭和30～40年代に建設された住宅では、耐用年数を超え老朽化が著しい状況にあることから、入居者の合意形成を図りながら建て替えや集約を検討していくことが求められています。

(2) その対策

①水道施設

市民の快適な生活を支えるために、老朽管の早期の更新や基幹管路の耐震化などを推進するとともに、給水需要に対応した施設等の更新と維持管理を実施し、安全で良質な水の安定供給と健全な経営に努めます。

●目標

項目	基準値	目標	根拠資料
普及率	86.08% (R2年3月末時点)	88.5% (R8年度)	水道企業団調べ

②下水処理施設

快適で衛生的な生活環境と水質保全の観点から、つがる市污水处理構想に基づき、地域の実情に合わせ、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽による污水处理施設の整備を進めるとともに、効率的で透明性の高い健全な事業経営を行いながら加入促進の啓発活動を推進します。

●目標

項目	基準値	目標	根拠資料
下水道加入率	72.5% (R1年)	87.3% (R7年)	下水道課調べ

③廃棄物等処理施設

資源循環型社会への取組を推進する上でも、ごみの排出抑制に向けて、事業者や一般家庭等に対してごみを出さない工夫や再利用の推進、分別の徹底を働きかけます。そのことにより、リサイクル率を向上させ、ごみ処理に要する経費の圧縮を図るとともに、一般廃棄物最終処分場の延命化や西部クリーンセンターの焼却施設の延命化につなげます。なお、役割を終えた旧最終処分場については、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう適正に閉鎖します。

また、豊かな自然や景観を次世代へ継承するために、市民、事業者等と協働し、環境美化活動を推進するほか、違法な野外焼却や不法投棄等の未然防止と早期発見のために監視・指導体制の強化を図り環境保護に努めます。

●目標

項目	基準値	目標	根拠資料
一般廃棄物排出量（１人１日あたり）	847 g (R 1 年度)	763 g (R 7 年度)	青森県 HP、つがる市ごみ処理基本計画書
一般廃棄物リサイクル率	15.4% (R 1 年度)	現状より増加 (R 7 年度)	青森県 HP、つがる市ごみ処理基本計画書

④火葬場

火葬場については、引き続き、人生の終焉の場にふさわしい施設づくりを目指し、市民の火葬需要に応じていく必要があります。よって、適切かつ計画的な施設の維持管理を実施し施設の長寿命化を図るとともに、効果的・効率的な施設運営や施設整備による最適化を図ります。

●目標

項目	基準値	目標	根拠資料
つがる市斎場及び車力斎場の施設及び設備の長寿命化	—	計画的に斎場及び火葬炉の維持管理を行いながら火葬炉更新を検討する	環境衛生課調べ

⑤消防・防災施設

◆消防体制の充実

今後とも市民の生命と財産の安全を確保するため、常備消防における消防・救急車両、防災対応車両、通信機器等の適期更新や充実を図ることで、消防防災体制の充実・強化に努めます。また、救急救命士の養成を進め、広域医療機関との協力体制の充実を図ります。

非常備消防については、各地区の消防団（分団）の育成・強化を図るほか、迅速な消火活動が行えるように、地区の防災拠点となるコミュニティ消防センターや消防屯所の整備を進めるとともに、消火栓や防火水槽などの消防施設の整備を進めます。

◆防災体制の充実

防災意識の高揚と平時からの備えの促進を図るため、防災訓練や防災教室等の実施により、防災、減災に向けた準備の促進と知識の普及に努めます。またハザードマップや市防災計画などにより、市民に対し災害時の備えに対する意識啓発を行います。

加えて、地域や近隣の人々が互いに協力し合いながら、地域での防災力を高めるための自主防災組織づくりを支援します。

防災基盤の整備を図るため、防災行政無線施設の計画的な整備を推進し、災害発生時の市民への情報伝達体制を強化します。

また、市民が安全に避難することができる避難場所や避難路を確保・整備するとともに、公共施設等の耐震化など災害に強いインフラ整備を推進します。

さらに、災害時に避難施設の拠点となる「つがる市総合体育館」に隣接して防災備蓄

倉庫及び防災ヘリポートを整備し、災害発生時の支援及び救助体制の大幅な強化を図ります。

●目標

項目	基準値	目標	根拠資料
つがる市防災備蓄倉庫の新設	—	1 か所 (R 7 年)	総務課調べ
つがる市防災ヘリポートの新設	—	1 か所 (R 7 年)	総務課調べ
自主防災組織加入団体数	23 団体 (R 2 年度)	32 団体 (R 7 年度)	総務課調べ

⑥公営住宅

本市は、隣接する五所川原市のベッドタウン的要素を併せ持っており、地価も比較的安価なことから、今後も立地条件を活かした定住促進策の一環として、「地域住宅計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」により住宅需要を見極めながら、計画的に建設を進めていきます。

併せて、高齢者や障害者に対応したバリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れた住宅の建設を進めるとともに、初期に建設され老朽化が進んでいる住宅についても居住環境の快適性を確保するため、建て替えを含む改修工事を行い、入居者の生活の質の向上を図ります。

●目標

項目	基準値	目標	根拠資料
住環境の整備に対する満足度	26.0% (R 2 年)	現状より増加 (R 6 年)	つがる市総合計画策定のためのアンケート調査

施設の整備に係る目標については、つがる市公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとします。

(3) 事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道 簡易水道 その他 (2) 下水処理施設 公共下水道 農村集落排水施設 地域し尿処理施設 その他 (3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	つがる市浄化槽設置整備事業 一般廃棄物最終処分場建設事業 木造・稲垣一般廃棄物最終処分場最終覆土事業 車力一般廃棄物最終処分場最終覆土事業 森田一般廃棄物最終処分場最終覆土事業	つがる市 つがる市 つがる市 つがる市	

	し尿処理施設 その他	一般廃棄物最終処分場車両購入事業	つがる市	
(4) 火葬場		つがる市斎場改修事業	つがる市	
(5) 消防施設		消防車両購入事業	つがる市	
		消火栓更新事業	つがる市	
		高機能消防指令センター改修事業	つがる市	
		水槽付消防ポンプ車購入事業	つがる市	
		高規格救急車購入事業	つがる市	
		水難救助艇購入事業	つがる市	
(6) 公営住宅				
(7) 過疎地域持続的 発展特別事業				
生活				
環境				
防災・防犯				
その他				
基金積立				
(8) その他				

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

つがる市公共施設等総合管理計画において、「行政系施設は市政運営の拠点施設であり、災害時における重要施設であるため、今後も計画的な保全により長寿命化を図ります。また、施設の老朽化や利用状況、市民のニーズに配慮し、適正な規模・配置、多機能化についても検討します。」としています。

「公営住宅は、「つがる市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅の需要を踏まえ、適切な長寿命化、維持管理、建替え、用途廃止等を実施します。」としています。

「公園施設は、重要性や利用状況など、各施設の特徴を踏まえ、適正な維持管理のもと、安全性の向上に努め、効率的な施設管理を進めていきます。」としています。

「供給処理施設は、重要性や利用状況など、適正な維持管理のもと、計画的な保全により長寿命化を図ります。また、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を前提とし、適正な規模・配置を検討します。」としています。

「下水道施設等は、今後も計画的な保全により長寿命化を図り維持管理を進めます。」とし、また、「今後も汚水処理整備構想に基づき、事業を推進するとともに、設備の重要度や劣化状況に応じて、予防保全型の維持管理を実施し、ライフサイクルコストの最小化に努めます。」としています。

「その他施設は、適正な維持管理を行い、長寿命化に努めます。」としています。

本計画においても同様の方針としており、これに基づき必要な事業を実施していくことから整合性が図られています。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

①子育て支援

近年、核家族化が進み、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっており、子育てを社会全体で支援していくことが求められています。

本市では「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、平成27年3月に「(第1期)子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援の取組を行ってきました。

全国的に少子化が進行する中、国においては待機児童の解消や、幼児教育・保育の無償化等、子育て支援対策を加速させており、県、市町村においても、地域社会と一体となった更なる子育て支援に取り組むことが求められています。

このような流れを踏まえて、令和2年度に「第2期つがる市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、更なる子育て環境の向上に向けて各種事業を展開しているところです。

計画では、「子ども・親・地域が手をつなぎ笑顔をはぐくむ幸せいっぱいつがるっ子」を基本理念に、すべての子どもの幸せ、保護者の成長を支援、地域全体での子育ての視点に基づき、幼児期の教育・保育施設、子ども・子育て支援施策、そして専門性の高い支援を基本目標に掲げ基本施策を推進しています。

幼児期の教育・保育施設の充実に関しては、0歳児の教育保育サービスの利用率増加に対応した施設の充実、保護者としての成長を促すための学習機会の確保、共働き世帯の増加傾向へ対応するための待機児童の解消や多様な保育サービスの充実が求められています。

子ども・子育て支援施策に関しては、未就学児の育児・子育てに関する相談機能の充実、保護者の就労の助けとなるサービスの充実、放課後児童クラブの利用者のニーズを踏まえた施設整備や運営の推進、結婚や出産の不安を解消するための保育サービスの一層の充実や男性も女性も子育てしながら働きやすい職場環境の整備を促進していくことが必要です。

専門性の高い支援に関しては、子育て世帯の孤立を防ぐための支援、子育て相談の機会充実、要保護児童の早期発見や児童虐待の未然防止等の取り組みが求められているとともに、相談内容に応じた相談事業相互の連携が求められています。さらに、ホームページや母子手帳アプリを活用するなど、子育て情報がいつでもどこでも得られる体系づくりの構築が求められています。

表 7-① (1) 出生数の推移

(単位：人)

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和元年
青森県	13,972	12,920	10,524	9,711	8,621	7,170
つがる市	—	—	249	207	180	136
旧木造町	171	128	—	—	—	—
旧森田村	45	38	—	—	—	—
旧柏村	39	56	—	—	—	—
旧稲垣村	46	27	—	—	—	—
旧車力村	53	45	—	—	—	—

※出生数は各年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの累計値

資料：青森県人口動態統計

表 7-① (2) 出生率の推移

(単位：人)

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和元年
青森県	9.4	8.8	7.3	7.1	6.6	5.8
つがる市	—	—	6.2	5.6	5.4	4.4
旧木造町	8.2	6.4	—	—	—	—
旧森田村	8.9	7.4	—	—	—	—
旧柏村	7.9	10.9	—	—	—	—
旧稲垣村	8.5	5.3	—	—	—	—
旧車力村	8.7	7.6	—	—	—	—

※出生率とは、当該年における「出生数／総人口」に 1,000 をかけたものである。(人口千対) 資料：青森県保健統計年報

表 7-① (3) 合計特殊出生率の推移

【つがる市】

(単位：%)

	平成 5 年 ～平成 9 年	平成 10 年 ～平成 14 年	平成 15 年 ～平成 19 年	平成 20 年 ～平成 24 年	平成 25 年 ～平成 29 年
つがる市	—	—	1.31	1.27	1.40
旧木造町	1.54	1.38	—	—	—
旧森田村	1.65	1.56	—	—	—
旧柏村	1.69	1.69	—	—	—
旧稲垣村	1.62	1.51	—	—	—
旧車力村	1.88	1.76	—	—	—

※市町村は 5 年ごとに集計されています。

資料：青森県人口動態統計

【青森県・全国】

(単位：％)

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
青森県	1.56	1.47	1.29	1.38	1.43
全 国	1.42	1.36	1.26	1.39	1.45

資料：青森県人口動態統計

※合計特殊出生率(期間合計特殊出生率)とは、その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

②高齢者福祉

高齢化が進み、生涯現役がうたわれる現在、国の将来予測によると、令和7年(2025)年には団塊の世代が75歳以上、更に令和22年(2040)年に団塊ジュニアが65歳以上になり、高齢者人口の増加に加え、介護が必要となるリスクの高い85歳以上の高齢者の増加が予想されています。

このような中、本市の高齢化率は、36.3%(平成30年10月)と国の28.1%、青森県の32.6%(厚生労働省令和元年版高齢者白書・平成30年高齢化率より)を上回っており、今後も更なる高齢化が進むことが見込まれています。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者をはじめとして地域全体で支え合い合いが必要な高齢者が増えています。

本市では「ともに支え合いながら住み慣れたつがる市でいつまでも幸せに」を基本理念とする「つがる市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画」を令和2年度に策定し各施策に取り組んでいます。

このような中、市内にある医療・介護(予防)・生活支援サービスや地域住民による活動を含めた地域資源の連携に取り組むことで、地域包括ケアシステムの構築を図るとともに、高齢者だけでなく障害者・子どもなどすべての人々が暮らしと生きがいを地域とともに創っていく社会(地域共生社会)の実現が重要な課題となっています。

表7-②(1) 全国・青森県・市の平均寿命

(単位：年)

	男性				女性		
	2010年	2015年	延び		2010年	2015年	延び
全国	79.6	80.8	1.2	全国	86.4	87.0	0.6
青森県	77.3	78.7	1.4	青森県	85.4	86.0	0.6
つがる市	77.5	78.1	0.8	つがる市	86.1	86.1	0.0

資料：厚生労働省「平成22年及び平成27年市区町村別生命表」

表 7-② (2) 高齢者人口の推計

(単位：人、%)

区分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年		令和 7 年	
		総人口比		総人口比		総人口比		総人口比
総人口	37,243		33,316		29,677		26,163	
65 歳以上	11,183	30.0	11,525	34.6	11,739	39.6	11,553	44.2
65～74 歳	4,915	13.2	4,955	14.9	5,300	17.9	4,844	18.5
75 歳以上	6,268	16.8	6,570	19.7	6,439	21.7	6,709	25.6

資料：平成 22 年及び平成 27 年は国勢調査、令和 2 年及び令和 7 年は国立社会保障・人口問題研究所（平成 30 年 3 月推計）

表 7-② (3) 要介護等認定者数の推移

(単位：人)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
平成 27 年度	242	293	530	363	253	328	217	2,226
平成 28 年度	267	272	516	396	272	335	233	2,291
平成 29 年度	252	275	524	384	275	342	231	2,283
平成 30 年度	212	285	563	407	290	351	221	2,329
令和元年度	205	270	583	425	284	337	219	2,323
令和 2 年度	230	290	560	401	318	357	204	2,360

資料：介護保険事業状況報告

③障害者支援

本市では、平成 30 年 3 月に障害者基本法に基づき障害保健福祉施策全般を総合的かつ計画的に推進する基本計画としてつがる市第三次障害者計画（平成 30 年度～令和 5 年度）を策定し、また、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等に関する見込み量とその方策を定める実施計画として、令和 3 年 3 月に策定した「つがる市第 6 期障害福祉計画」及び「第 2 期障害児福祉計画」に基づき、各施策を展開しているところです。

施策推進にあたっては、近年の国や県の社会福祉動向でも「地域共生社会」の実現が掲げられていることから、本市でも、障害のある、なしに関わらず、住み慣れたつがる市においてともに暮らしていけるまちづくりを目指し、「わかりあい 支えあい ともにつながる 共生のまち」を基本理念に掲げています。

その実現に向けて、多くの交流活動を通じて障害者に対する理解促進に努め、心のバリアフリー化及び生活空間のバリアフリー化を推進し、地域の人々すべてが、一人一人の個性や違いを尊重し合う、ともに支えるまちづくりが求められています。

また、障害のある人の悩みや要望などを聞きながらニーズを的確に把握し、サービス提供主体の確保及び質の向上を進めつつ、生涯を通じて一貫したきめ細やかな支援ができるように、関係機関及び関係分野の総合的な連携のもとで相談支援体制の充実及び権利擁護の推進に努める必要があります。

さらには、一人一人の個性や目標に応じて積極的に社会参加することができる機会や環境づくりにより、障害者の意欲と生きがいを実現し、それにより一人一人が活躍でき、その活躍が同じ障害者の勇気や希望につなげることができるまちづくりを目指していくことが重要です。

④保健・健康づくり

近年、高齢化の進行や医学の進歩、生活水準の向上により疾病構造が変化し、かつて多かった結核などの感染症から、がん・心疾患・脳血管疾患等の生活習慣に起因する生活習慣病が死因の多くを占めるようになっていきます。

本市の保健事業としては、特定健康診査、がん検診及び乳幼児健診等の各種健診事業、生活習慣改善事業を展開しており、引き続き生活習慣病予防のために乳幼児期からの積極的な保健活動を推進していく必要があります。

今後は、これらの保健事業の充実・強化を図りながら、市民一人一人が豊かな生涯を送るための健康づくりを支援していくとともに、高齢化の進行に伴い増大する医療費の抑制や健康寿命の延伸といった観点から、健康に関する各種講座の開催や生涯スポーツ等幅広い取組により、健康を増進し、疾病の発症を予防する「一次予防」に重点を置いた対策を推進していく必要があります。

(2) その対策

①子育て支援

◆幼児期の教育・保育施設の確保

必要とされる教育・保育ニーズを適正に見込み、必要な施設の確保及び整備に努めます。また、産休・産休後の教育・保育施設の円滑利用を確保します。

教育・保育の一体的提供の推進に向けて、管内の民間保育所の認定こども園への移行を促進します。また、幼児の発達の連続性を踏まえ、認定こども園、保育所、小学校の連携強化を図るとともに、教育・保育施設等を利用しない家庭も含めたすべての子どもの成長・発達の支援に向け、地域子育て支援センターや母子保健活動等と認定こども園、保育所、小学校等との連携した取組を促進します。

子どもの年齢に応じたきめ細やかな教育・保育に向けて、また、障害児など特別な配慮を必要とする子どもが安全・安心して教育・保育等を利用できるよう、職員配置の充実や職員研修の充実を図り、サービスの質の向上に努めます。

◆子ども・子育て支援の充実

一時預かり事業、延長保育事業、放課後児童クラブ事業など地域の子ども・子育て支援事業の充実を図ります。また、地域ぐるみの子育て支援の推進を図るため、相談体制・情報提供の充実や、子育て支援のネットワークづくりに努めます。さらには子ども医療費助成や就学援助・奨学金等により経済的負担の軽減に努めるとともに、仕事と生活の実現に向けて、男性も女性も子育てしながら働きやすい職場環境の整備を促進します。

◆専門性の高い支援の充実

虐待の発生予防、早期発見・早期対応の推進や関連機関との連携を強化するなど児童虐待防止対策に努めます。また、ひとり親家庭の自立支援を推進するため、子育て生活支援の充実や国や県や関係機関が実施する各種制度・相談窓口の周知を図ります。障害児支援の充実を図るため、早期発見及び早期療育の推進、教育・保育、障害福祉サービス等の提供に努めます。加えて、子どもの貧困対策の推進を図ります。

●目標

項目	基準値	目標	根拠資料
子どもを育てやすい地域だと思う 就学前児童のいる世帯の割合	87.8% (H30年)	95.0% (R6年)	福祉課子育てに関する調査

②高齢者福祉

◆生きがいきづくり・介護予防の推進

高齢者が地域で生き生きと充実した生活を送ることができるように、就業支援や趣味講座の実施による生きがいきづくり、健康の維持確保、介護予防、質の高い在宅生活の支援を行います。そのため、福祉サービスにおける質の向上や、介護予防・自立支援などを積極的に推進します。また、高齢者の生きがいきづくり・介護予防の推進拠点となる高齢者福祉関連施設の整備充実に努めます。

◆地域包括ケアシステムの推進

「可能な限り住みなれた地域や自宅で生活し続け、人生最期のときまで自分らしく生きたい」と望む高齢者の方が医療や介護など必要なサービスを受けながら、在宅で自立した生活を続けられるように、地域ぐるみで支える「地域包括ケアシステム」の推進を図ります。その推進に向けて、行政、地域包括支援センターを中心に、在宅介護サービスの提供体制を確保するとともに、保健や福祉サービスによる予防や生活支援の充実、在宅医療や介護連携の推進を図ります。

また、地域包括ケアシステムを支える担い手確保に向けて、関連する法人（NPO）や団体、民間の事業者、ボランティアや地域住民の人材育成に努めます。

さらに、安心して地域生活ができる基盤整備として、高齢者にとって住みやすい居住空間整備に努めるとともに、誰もが利用しやすい施設の整備を推進します。

◆認知症施策の総合的な推進

認知症は誰もがなりうることから、認知症の人やその家族が地域で自分らしく暮らし続けることが出来るように、社会全体に認知症の理解を深める取組を推進します。また、地域共生社会の実現を目指すためにも、認知症の人のみならずその家族の視点も重視しながら、すべての人に優しい地域づくりを推進します。

◆高齢者の権利擁護

高齢者の尊厳を守り、安心して日常生活が送れるよう、高齢者への虐待を未然に防ぐとともに、発生時における早期発見への体制づくりを進めます。また、認知症等により、判断能力が低下しても、自分にふさわしい制度やサービスを選択し、利用契約を締結したり、財産の適切な管理ができるよう、成年後見制度の利用促進に向けて、中核機関を

中心とした地域連携ネットワークを構築します。

◆介護保険サービスの質の向上と効率化の推進

介護保険サービス利用者が自らの選択により、必要に応じた適切なサービスを十分に受けられるように、多様な事業者の参入を促進し、事業者の公正な競争によって、サービスの質の向上が図られるよう推進していきます。

在宅ケアを推進する観点から、高齢者が介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送ることができるよう、地域密着型サービスなど、誰もがサービスを利用できる体制を強化し基盤整備を推進します。

また、持続可能な介護保険制度の運営に向けて、介護給付の適正化にも取り組みます。

さらに、介護現場における人材不足等の課題に対し、作業負担の軽減や効率化に向けた施策も促進します。

●目標

項目	基準値	目標	根拠資料
高齢になっても安心して暮らすことができる地域だと思う人の割合	49.4% (R2年)	現状より増加 (R6年)	つがる市総合計画策定のためのアンケート調査
要支援・要介護認定者数	2,360人 (R2年)	2,400人 (R7年)	介護課調べ
要支援・要介護認定率	19.7% (R2年)	20.2% (R7年)	介護課調べ

③障害者支援

◆障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害者をサービスの対象としてのみ捉えるのではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参画する主体として考えます。障害者及びその家族、支援者等の意見を聴くことに努め、その意見を尊重した上で障害者施策や障害福祉サービスの実施に努めます。

◆住み慣れた地域でのサービスの利用と一元的な障害福祉サービスの実施

障害者が住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう、障害福祉サービス等の提供に努めます。なお、障害福祉サービスは、身体・知的・精神・難病等の障害の種別に関わらず実施します。

◆障害者の課題に対応した地域共生社会実現に向けた取組

地域生活への移行や福祉施設への入所、就労支援といった、様々な障害者の生活・自立支援ニーズを満たすサービス提供体制の整備を進めます。公的なサービスの充実だけでなく、地域資源の活用や地域内での支えあい意識の発展を促すなど、地域共生社会を実現しうる地域福祉体制の構築を図ります。

◆障害児の健やかな育成のための発達支援

障害のある子どもや、発達に支援を要する子どもが、乳児期から成人するまで、一貫した支援を受けることができるよう、支援やサービス提供体制を構築します。充実した支援やサービス提供体制により、障害児をもつ保護者の心身の健康維持や自立した生活の維持を支援します。

●目標

項目	基準値	目標	根拠資料
就労移行支援	月 6 人 (R 1 年度)	月 6 人 (R 5 年度)	つがる市障害福祉計画
就労継続支援 A 型	月 46 人 (R 1 年度)	月 50 人 (R 5 年度)	つがる市障害福祉計画
就労継続支援 B 型	月 118 人 (R 1 年度)	月 167 人 (R 5 年度)	つがる市障害福祉計画

④保健・健康づくり

各種健診については、引き続き疾病の早期発見・早期治療の重要性について啓発しながら、一層の受診率向上に努めるとともに、疾病構造の変化に対応した検診の充実やがん検診への助成、妊婦の健康の保持増進や経済的負担軽減に向けた妊婦健康診査の充実や助成拡充に取り組むことで市民の健康増進を図ります。

さらに、市民の健康づくり意識向上のため、保健協力員や体育協会などの地域活動組織との連携の下、運動等による健康づくりに関する教育の充実と市民一人一人の健康状態に配慮した健康支援事業により、個人のライフスタイルに対応した保健サービスの提供に努めます。併せて、地域資源である温泉を活用した健康増進施設の整備を促進し、自主的な健康づくりに取り組める環境を整備します。

●目標

項目	基準値	目標	根拠資料
働き盛り世代(40-50歳代男性)の死亡率(人口10万対)	340 (H30年)	310 (R6年)	青森県人口動態統計

施設の整備に係る目標については、つがる市公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとします。

(3) 事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所 児童館 障害児入所施設	認定こども園等施設整備事業	つがる市	
	(2) 認定こども園			
	(3) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター 老人ホーム 老人福祉センター その他			
	(4) 介護老人保健施設			
	(5) 障害者福祉施設 障害者支援施設 地域活動支援センター			
		ぎんなん荘改修事業 老人福祉センター改修事業 柏デイサービスセンター外部修繕工事 稲垣デイサービスセンター改修事業 車力高齢者コミュニティセンター改修事業 ゆうあいの里改修事業	つがる市 つがる市 つがる市 つがる市 つがる市	

	福祉ホーム その他 (6)母子福祉施設 (7)市町村保健センター及びこども家庭センター (8)過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	つがる市保育所等第2子以降支援助成事業 ①事業の必要性 人口減少、少子化に歯止めをかけるためには、安心して子どもを生み育てる環境をつくり、若者世代の定住促進を図る必要がある。 ②具体的な事業内容 子育て世代の経済的負担を軽減するために、保育に係る第2子以降の児童に係る利用者負担額及び副食費の助成を行う。 ・1号認定こども（預かり保育利用）の副食費 ・2号認定こどもの副食費 ・3号認定こどもの利用者負担額 ③見込まれる事業効果 子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子どもを生み育てる環境をつくることで移住促進が期待されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 保育料無償化支援助成事業 ①事業の必要性 人口減少、少子化に歯止めをかけるためには、安心して子どもを生み育てる環境をつくり、若者世代の定住促進を図る必要がある。 ②具体的な事業内容 子育て世代の経済的負担を軽減するために、小学校入学前の子どもに係る利用者負担額及び副食費の助成を行う。 ・1号認定こども（預かり保育利用）の副食費 ・2号認定こどもの副食費 ・3号認定こどもの利用者負担額 ③見込まれる事業効果 子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子どもを生み育てる環境をつくることで定住促進が期待されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 児童クラブ保護者負担支援助成事業 ①事業の必要性 人口減少、少子化に歯止めをかけるためには、安心して子どもを生み育てる環境をつくり、若者世代の定住促進を図る必要がある。 ②具体的な事業内容 子育て世代の経済的負担を軽減するために、市内の小学校に在学し、放課後児童クラブを利用する児童に係る保護者負担金の助成を行う。 ・月額3,000円（2人目以降は1,500円） ③見込まれる事業効果 子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子どもを生み育てる環境をつくることで定住促進が期待されることから、将来にわたり過疎地域の	つがる市 つがる市 つがる市	
--	---	---	-------------------------------------	--

	高齢者・障害者福祉 健康づくり	持続的発展に資する事業である。 子ども医療費助成事業 ①事業の必要性 子どもの疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの健やかな育成を図るため、全ての子育て世帯の経済的な負担を軽減し、安心して医療を受診できる体制を整えることが必要である。 ②具体的な事業内容 つがる市に住所を有し、各種健康保険に加入している0歳から高校生までの子どもが、医者にかかった場合の医療費（保健診療分）を助成する制度。 ③見込まれる事業効果 子どもの保健の向上と健やかな育成が図られるとともに、保護者の負担感を緩和し、安心して子育てができる子育て世代の増加が期待されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 インフルエンザ予防接種費用助成事業 ①事業の必要性 インフルエンザウイルスは感染力が強く、一旦発生すると急速に地域全体に蔓延する傾向がある。 子ども及び高齢者のインフルエンザは稀に重症化することがあり、ワクチン接種は重症化の予防にもなる。このため、子ども及び高齢者の健康を守るためにも、インフルエンザワクチンの接種率向上が必要である。 ②具体的な事業内容 下記の要件を満たす方を対象として、インフルエンザ予防接種費用を助成する。 ・生後6か月から中学生までの子どもを対象とする。 ・65歳以上の方及び60～64歳の方で、心臓や腎臓等に機能障害がある方を対象とする。 ③見込まれる事業効果 インフルエンザワクチン接種助成事業を実施することで、個人の発病と重篤化を阻止し、まん延の予防、日頃からの健康づくりに対する意識向上が図られる。ひいては一人一人の健康寿命を延ばし、住み慣れたまちでいつまでも元気に暮らすことにつながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 市民特別健診事業 ①事業の必要性 本市において、死亡要因の第1位が「がん」となっており、がん検診受診率もほぼ横ばい状態であることから、がんの早期発見と治療を促すために、がん検診の受診率向上に向けた対策が必要である。また、子どもを安心して産み育てることができるよう、妊婦の健康の保持増進や経済負担軽減に向けた対策が必要である。 ②具体的な事業内容 ○市民特別検診事業	つがる市 つがる市 つがる市	
--	----------------------------	--	-------------------------------------	--

		40 歳以上の市民を対象とする。 胃がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん(50 歳以上の男性)・子宮頸がん(20 歳以上の女性)・乳がん(40 歳以上の女性)に係る集団及び個別健診(西北五医師会、弘前市医師会指定医療機関)費用(うち健診業務委託料に市民特別健診事業基金を充てる)の全額を市が負担する。 ○妊婦健康診査事業 つがる市に住所を有し、妊娠届出をした妊婦に対し、妊婦委託健康診査 14 回のうち 5 回分の費用を市が負担する。 ③見込まれる事業効果 市民の健康管理に対する意識が向上し健康寿命の延伸が期待されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		
	その他 基金積立 (9) その他	宅配サービス事業	つがる市	(ソフト事業)

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

つがる市公共施設等総合管理計画では「保健・福祉施設は、高齢者人口の推移、施設の需要及び利用状況等を踏まえ、民間事業者の活用等を検討しつつ、地域性を考慮した適正な規模・配置を検討します。」としています。

「子育て支援施設は、今後の児童数や民間施設の状況、地域のバランス等を踏まえて、統廃合を検討します。また、多様化する保育ニーズに対応した、安全で快適な保育環境を目指し、民間事業者の活用も検討します。」としています。

「その他施設は、適正な維持管理を行い、長寿命化に努めます。」としています。

本計画においても同様の方針としており、整合性が図られています。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市における医療施設の状況は、つがる西北五広域連合つがる市民診療所のほか、民間病院1施設、一般診療所5施設、歯科診療所9施設の医療施設がありますが、現在は夜間における救急医療を担う病院がないのが実情です。

救急医療については、市消防本部において救急救命士の養成を行っていますが、一般市民によるAED（自動体外式除細動器）の使用が可能になるなど、救急措置に関する規制緩和が進む中、市民一人一人の救急に関する意識の向上を図り、救命率向上に必要とされる迅速な処置につなげることが求められています。

また、本市を含む西北五地域保健医療圏においては、つがる西北五広域連合（つがる市、五所川原市、鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町で構成）における広域的な連携を軸として、「西北五地域保健医療圏自治体病院機能再編成計画」に基づき、つがる総合病院を中核とした新たな地域医療体制が平成26年のつがる総合病院やつがる市民診療所の開所により構築されました。

この体制は、慢性的な医師不足、専門的医療機能の低さ、病床数の過剰による自治体病院の赤字経営、看護師の不足など、これまでの圏域の自治体病院の課題を解消することを目的として、新たな中核病院及びサテライト病院・診療所が整備されたものです。

新たな中核病院等の整備により、いわゆる3大疾病と言われる「がん・心臓病・脳卒中」等に対する高度医療の迅速な対応や救急医療の充実・強化が期待できるなど、圏域の中核医療機能の大幅な強化が図られます。

しかしながら、つがる市民診療所がサテライト化及び無床化したことにより、身近な病院機能がなくなったことから、市民が十分な医療サービスを受けられるよう、救急体制や通院手段の確保など、受診しやすい体制の構築が必要とされています。

(2) その対策

県や大学、医師会等と連携しながら、本市に開業あるいは勤務する医療従事者の確保や在宅医療体制の強化、かかりつけ医の促進を図り疾病予防・健康管理につなげます。

また、広域連合と連携した医師確保対策等によりつがる総合病院等の受診体制や機能の充実を図るとともに、民間医療機関も含めた西北五圏医療ネットワークを構築し、夜間・休日等の救急対応及び入院対応において安定した医療の提供に努めます。

救急医療については、緊急医療の確保に係る経費を適切に負担していきます。また、市消防本部における救急救命士の養成や適正配置、高規格救急車や通信機器等の計画的な配備や、消防本部、消防署、分遣所の機能向上を図ることで救命率の向上に努めます。

市民診療所については、かかりつけ医として継続して機能させていく必要があり、そのためにも施設点検を計画的に行い、軽微な損傷を早期に発見し、予防的な修繕を実施することにより施設の長寿命化を図ります。

また、高齢者及び高齢者世帯が増加している本市の実情に対応し、路線バスや乗合タ

クシーなどの公共交通の維持を図るとともに、患者送迎バス、行政バス、福祉バスなどの市が実施する交通を有効に組み合わせることで通院手段の確保に努め、市民が受診しやすい体制の構築を図るものとします。

●目標

項目	基準値	目標	根拠資料
かかりつけ医がいる人の割合	42.7% (R2年)	現状より増加 (R6年)	つがる市総合計画策定のためのアンケート調査
安心して医療を受けることができる地域だと思う人の割合	44.4% (R2年)	現状より増加 (R6年)	つがる市総合計画策定のためのアンケート調査

施設の整備に係る目標については、つがる市公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとします。

(3) 事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	(1) 診療施設 病院 診療所 患者輸送車(艇) その他 (2) 特定診療科に係る 診療施設 病院 診療所 巡回診療車(船) その他 (3) 過疎地域持続的 発展特別事業 自治体病院 民間病院 その他 基金積立 (4) その他	医師確保対策事業 ①事業の必要性 つがるの西北五広域における医療の安心・安全を確保していくため、常勤医師確保が困難な特定診療科、救急医療及びサテライト医療機関の医師確保が必要である。 ②具体的な事業内容 弘前大学とつがる総合病院による専門医養成病院ネットワーク協定に基づき、医師が同病院を拠点として地域の重要疾患の研究・診療を行うほか、医学生や研修医(初期・後期)を指導するなど、教育・人材育成を行うための経費を補助することにより、弘前大学医学部卒業医師の県内定着を図るため、つがるの西北五広域連合が弘前大学への寄附講座を設置する。 ③見込まれる事業効果 圏域内の医師が確保されることで、市民の誰もが安心して質の高い医療が受けられるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	つがるの西北五広域連合	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

つがる西北五広域連合の「つがる市民診療所個別施設計画」によると、「つがる市民診療所は平成26年建設ですがまだ大きな損傷もないため、修繕工事を基本として、施設の長寿命化を図ることとします。なお、修繕等については大規模な不具合を生じた後に行うのではなく、損傷が軽微である早期段階から予防的な修繕等を実施することにより、突発的な事故や費用発生を減少させるとともに、施設の不具合による被害のリスクを緩和します。」としています。

本計画においても同様の方針としており、整合性が図られています。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

①学校教育

市内小・中学校に通う児童・生徒の数は令和3年度現在1,881人で、下表「児童・生徒数」のとおり、児童生徒数の減少が著しく、適正な学区再編を行うための小・中学校統廃合を推進してきました。これにより本市の小学校は7校、中学校は5校となっています。

学校の統廃合に伴い遠距離学区となった児童・生徒については、市が委託運行するスクールバスにより通学しています。人口減少の状況によっては、更なる学区編成も見据える必要があるため、今後とも児童生徒数に応じた適正規模の学校整備に努めるとともに、児童・生徒の通学を支えるスクールバスを計画的に更新することが必要です。

また、児童・生徒が安心して学校生活を送る事が出来るように、支援・配慮が必要な児童・生徒への対応も考慮した上で、学校環境整備を推進していく必要があります。

グローバル化や更なる情報化社会の進展を受けて、学習指導要領が改定されました。小学校中学年からの外国語教育の導入、小学校におけるプログラミング教育の必修化など社会の変化を見据えた学びへと指導内容が進化しています。こうした新たな学びに適切に対応するように、学校のネットワーク環境の整備、英語指導助手の活用による英語力向上を推進していく必要があります。

さらには、核家族化や地域のつながりの希薄化など、児童・生徒を取り巻く環境は多様化していることから、家庭・学校・地域が一体となった、社会全体での教育がより重要になっています。このため、市内の全ての小中学校においてコミュニティスクールと地域学校協働活動に取り組み、学校と地域の連携を強化しながら、社会に開かれた教育課程の実現を目指す必要があります。

表9－①（1）児童・生徒数の推移

（単位：人）

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和3年
小 学 校	3,932	3,390	3,008	2,244	2,136	1,833	1,493	1,166
中 学 校	2,160	1,923	1,647	1,366	1,116	994	899	715
合 計	6,092	5,313	4,655	3,610	3,252	2,827	2,392	1,881

資料：学校基本調査

表 9－①（２）小・中学校の児童・生徒数及び施設の状況

（令和３年５月１日現在）

（単位：人、学級）

区 分		児童・ 生徒数	学 級 数				施設整備状況		
			単式学級	複式学級	75 条学級 (*)	合 計	屋 内 運動場	プール	給食施設
小 学 校	向陽小学校	252	9	0	2	11	有	無	自校式
	穂波小学校	115	6	0	2	8	有	無	自校式
	瑞穂小学校	185	6	0	3	9	有	無	自校式
	森田小学校	113	6	0	2	8	有	有	センター
	柏小学校	250	10	0	2	12	有	有	自校式
	稲垣小学校	108	6	0	2	8	有	有	センター
	車力小学校	143	6	0	2	8	有	無	センター
	小 計	1,166	49	0	15	64	—	—	—
中 学 校	木造中学校	351	10	0	4	14	有	無	自校式
	森田中学校	79	3	0	1	4	有	無	センター
	柏中学校	129	6	0	2	8	有	無	自校式
	稲垣中学校	68	3	0	2	5	有	無	センター
	車力中学校	88	3	0	1	4	有	無	センター
	小 計	715	25	0	10	35	—	—	—
合 計		1,881	74	0	25	99	—	—	—

* 75 条学級：学校教育法第 75 条に規定する特別支援学級

資料：学校基本調査

②社会教育及びスポーツ振興

近年、生活様式の多様化、余暇時間の拡大、情報化社会の進展等、社会構造の変化に伴い、市民の生涯学習に対する意欲が高まるとともに志向が多様化しています。子どもから高齢者まで各層にわたるニーズに対応した多様なプログラムの開発に努めるとともに、地域に潜在している知識や技術を持つ人材を有効活用しながら、多世代が共に楽しみ、活動することができる生涯学習体制の構築が求められています。また、人口減少の進行や超高齢化社会が到来する中、生涯学習で得られた知識や技能等を、世代の垣根を越え多くの方々の学びに生かすとともに、地域課題の解決に結びつけることがますます重要となります。

スポーツの振興については、これまで各種スポーツ講座等の開催等を通して、生涯スポーツ活動の奨励に努めてきました。今後も、市民の健康・体力づくりへの関心が高まり、スポーツ人口がさらに増加することが見込まれることから、多様化する市民のスポーツに対するニーズに対応できるよう、指導者の育成を図ることが必要です。また、2026（令和 8）年に本県が開催地となる「第 80 回国民スポーツ大会」に向けて、市民のスポーツ拠点となる「つがる市総合体育館」の建設を進めています。これにより開催することが困難であったプロスポーツの公式戦や大規模なイベントが開催可能となることから、

地域のスポーツ振興に加えて、地域間交流人口の拡大による地域活性化にも着目した運用方法を検討していく必要があります。

(2) その対策

①学校教育

◆確かな学力の育成と情報化・グローバル化に対応した教育の推進

学習指導要領に基づく着実な学習を推進するとともに、義務教育における指導内容や指導方法などについて、一貫性を持って取り組む「つがる市型小中一貫教育」により確かな学力を育みます。その柱として外国語教育と国際理解教育の充実を図るため、小中一貫英語教育の実施（グローバル科）に取り組み、グローバル化に対応した教育を推進します。また、情報化へ対応した教育を推進するために、情報ネットワーク環境の整備に努めるとともに、情報のモラル教育を推進しながら一人一台端末の有効利用を図ります。

◆地域との連携

保護者や地域住民の学校運営への参画を促すためにコミュニティスクールを設置するとともに、地域学校協働活動を推進することで、学校と地域が力を合わせて子どもを育む体制を構築します。また、郷土への誇りと愛着を育み、本市でたくましく生きる人材を育成するため、市独自に作成する社会副読本や郷土学の学習副読本を活用した授業を実施します。

◆子どもたちの安全の確保

人口規模に見合った学区再編を見据えた上で、学校施設の整備やスクールバスの計画的な運行を推進します。また、児童・生徒らが安全・安心に学校生活を送ることが出来るように、学校設備の維持管理に努めます。

学校給食施設については、適正な設備や衛生環境の確保に努めながら安全で安心な学校給食を提供し、児童・生徒らの健全な食生活の確立を図ります。

また、いじめや不登校の未然防止と適切な対応を図るために、生徒指導におけるスクールカウンセラーやソーシャルワーカーなどの活用を推進します。

特別な配慮や支援を必要とする児童・生徒を支えるために各学校の実情に合わせてスクールサポーターを配置します。

その他、家庭との連携を図りながら、通学路の安全確保や防犯意識の高揚に努めます。

●目標

項目	実績値	目標値	根拠資料等
将来の夢や目標を持っている子どもの割合	小学生 61.6% 中学生 44.9% (R2年)	現状より増加 (R7年)	全国学力・学習状況調査
英語が好きな中学生「そう思う」の割合	24.8% (R2年)	現状より増加 (R7年)	指導課調べ

②社会教育及びスポーツ振興

市民の自主的・主体的な学習活動を奨励・支援するため、知識や技術を持った指導者

の育成に努め、充実した学習機会の創出を図ります。

学習活動の場となる、森田公民館や各種コミュニティ施設については、その位置付けや機能の見直しも検討しながら、生涯学習活動や地域コミュニティ活動が時代に見合った形で実施できるように配慮します。

また、社会教育関係団体に対する認定制度等により、自主的・主体的な生涯学習活動を支援していきます。

スポーツ振興については、生涯学習の一環として、市民が気軽にできる身近なスポーツの推進を図るとともに、体育施設の充実を図るだけでなく、体育協会等関係機関との連携を図りながらスポーツ推進員の技術研修を充実させることで、スポーツによる地域間の交流を図ります。

●目標

項目	基準値	目標	根拠資料
生涯学習・交流施設利用者数	300,355 人 (R 1 年度)	320,000 人 (R 7 年度)	社会教育文化課調べ
市内運動施設利用者数	88,284 人 (R 1 年度)	100,000 人 (R 6 年度)	社会教育文化課調べ
社会教育関係団体数	83 団体 (R 2 年度)	90 団体 (R 7 年度)	社会教育文化課調べ

施設の整備に係る目標については、つがる市公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとします。

(3) 事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	小・中学校空調設備整備事業 中学校空調設備整備事業 向陽小学校改修事業 小学校改修事業 中学校改修事業 小学校非構造部材耐震化対策事業 中学校非構造部材耐震化対策事業	つがる市 つがる市 つがる市 つがる市 つがる市 つがる市 つがる市	
	屋内運動場 屋外運動場 水泳プール 寄宿舎 教職員住宅 スクールバス・ポート 給食施設	小学校屋外運動場改修事業	つがる市	
	その他	スクールバス購入事業 森田学校給食センター改修事業 車力学校給食センター改修事業 柏中学校給食施設改修事業	つがる市 つがる市 つがる市 つがる市	
	(2) 幼稚園			
	(3) 集会施設、体育施設等			
	公民館			
	集会施設	稲垣交流センター空調設備改修事業 菊川コミュニティ消防センター建設事業	つがる市 つがる市	

	体育施設 図書館 その他 (4) 過疎地域持続的 発展特別事業 幼児教育 義務教育	森田農村環境改善センター改修事業	つがる市	
	高等学校 生涯学習・スポーツ その他 基金積立 (5) その他	学校教育活動支援事業 ①事業の必要性 特別な支援を要する児童・生徒が増加傾向にあり、学校現場からスクールサポーターの拡充が求められていることからその適正な配置に努め、継続していく必要がある。 ②具体的な事業内容 市内の小中学校に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の学習支援及び生活の補助や介助を行うスクールサポーターを適正に配置する。 ③見込まれる事業効果 特別な支援を要する児童・生徒の指導補助員として、スクールサポーターを配置することで、誰が必要とする教育を受けることができる。このことで、未来のつがる市を担う子どもたちの個性と創造力を伸ばすことができ、人材の定着につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	つがる市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

つがる市公共施設等総合管理計画によると、「社会教育系施設は、施設の老朽化や利用状況を踏まえ、必要な機能の見直し、統廃合や多機能化について検討し、より良い教育環境を提供します。」としています。

「学校教育系施設は、今後の児童数・生徒数を踏まえて、統廃合を検討します。また、より良い学校教育環境を維持するため、地域の実情に応じた最適な学校教育のあり方や施設規模についても検討します。」としています。

「その他施設は、適正な維持管理を行い、長寿命化に努めます。」としています。

本計画においても同様の方針としており、整合性が図れています。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本市では、合併以前から木造新田地域として古くから一体的な地域を形成し、歴史的にも、また産業・文化・生活の面でも深い結びつきがあると同時に、人口減少の進行や少子高齢化、過疎化の進行、一次産業の低迷など共通する課題を抱えていました。また集落については古くから、つがる市合併前の1町4村の枠組みが地域の基礎単位として組織され、今日まで維持されてきました。

各集落の自治会は人とのつながりを基盤とし、防犯・防災活動、環境美化活動、祭りや伝統文化の継承など様々な活動を行っており、そこに住む人々の最も身近な拠り所として必要不可欠な組織といえます。しかし、人口減少や超高齢化社会の到来を受けて、過疎化の進行、核家族化、就業構造の変化が見られ、集落の人口の50%を65歳以上が占める地区も出てきており、コミュニティ活動の継続や緊急時における相互扶助の維持といった、集落機能の低下が懸念される地区も出てきています。また、価値観の多様化の影響により協働意識や人のつながりの希薄化も見られております。

今後、更なる集落の活力の低下が懸念されることから、引き続き、生活機能を備えた基幹集落と小規模集落等を結ぶ道路の維持や整備により地域内外の交流を促進し活力を生み出しつつ、従来の枠組みを越えた集落間で様々な連携を支援し、安全・安心で住みやすい地域づくりを目指していくことが必要です。

(2) その対策

今後とも、地域自治の基礎単位である集落の機能維持や活性化のため、自治会施設等の計画的な整備を進めるとともに、既存の施設等については改修に取り組むことで、市民の誰もが使いやすい施設となるよう努めます。また、集落の維持のためには、移住・定住促進を進めることが重要であることから、基幹集落への住宅や住宅用地などの整備を計画的に進めるとともに、基幹集落と小規模集落等を結ぶ道路の維持や整備を計画的に進め、地域内外の交流を促進します。さらに、集落の良好な景観維持と住環境の保全のため、老朽化した危険な空き家等の解体撤去を促進します。

集落住民による主体的かつ自発的な活動を支援するとともに、住民自身が集落の現状を知り、今後の集落維持の方向性などを検討する話し合いの場の機会創出に努めます。また、外部からの人材の活用や集落支援員制度の導入を検討するなど、集落の活性化に向けた取組を強化します。

●目標

項目	実績値	目標値	根拠資料等
地域の課題解決に自主的に取り組む地区数	0地区 (R2年度)	2地区 (R7年度)	企画調整課調べ

施設の整備に係る目標については、つがる市公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとします。

(3) 事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備 (2) 過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備 基金積立 (3) その他	自治組織活動助成事業 ①事業の必要性 市民自らが将来の展望を描き、地域課題に取り 組んでいく体制を整備するためには、自治会の自 主的な活動を支える取組が必要である。 ②具体的な事業内容 自主防災組織の活動や自治会の活動に必要な 備品等の整備又は集会施設の改修等に要する経 費の全部又は一部を補助する。 ③見込まれる事業効果 自治会等へ活動に必要な経費を補助すること で、各々の地域課題解決に向けた自主的な活動の 活性化が期待され、将来にわたり過疎地域の持続 的発展に資する事業である。	自治会	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

つがる市公共施設等総合管理計画によると、「市民文化系施設は、施設の老朽化や利用状況を踏まえ、必要な機能の見直し、統廃合や多機能化について検討します。」とあります。

「その他施設は、適正な維持管理を行い、長寿命化に努めます。」とあります。

本計画においても同様の方針としており、整合性が図れています。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

地域の歴史や文化、民俗芸能については、近年、生活様式の多様化や少子化の進行等による社会構造の変化に伴い、正確な継承が困難になりつつあります。

このような背景の下、先人が築き、永く継承してきた文化遺産や郷土の歴史・文化に対する理解を深めるとともに、後世へ継承することの必要性を再認識して、市民への地域の歴史や文化遺産等に対する啓発が必要とされています。

また、本市には、昭和 19 年に国の史跡指定を受けた世界文化遺産である亀ヶ岡石器時代遺跡、田小屋野貝塚や、多数の出土品が平成 2 年に国の重要文化財に指定された石神遺跡など、縄文時代を代表する遺跡をはじめ、出来島海岸に位置する約 2 万 8 千年前とされる大規模な埋没林など、学術上貴重な歴史的遺産が有り、その保存に努めることも必要とされています。

今後は、本市の基本政策のひとつである「未来を担う人と文化を育むまちづくり」の確立に向け、地域に根ざした自主的な文化活動を一層推進していくとともに、生涯学習の観点からも伝統行事や地域文化を活かした学習活動の機会を拡充していくことが必要とされています。

(2) その対策

伝統ある地域文化が、市民はもとより他地域の人たちに親しまれるよう、気軽に参加し、体験や交流ができる機会を創出していくとともに、歴史的遺産や文化財の保護のため既存の資料館等の統合整備、保存事業の検討や後継者の養成に努め、地域に根ざした伝統文化の継承と振興を推進します。

特に、「北海道・北東北縄文遺跡群」を構成する亀ヶ岡石器時代遺跡及び田小屋野貝塚については、史跡地の公有化推進による保護や発掘調査等による遺跡の調査研究を推進しながら、両史跡の価値を示す資料の展示や最新情報のガイダンスを現地近くで実施が可能となる施設の建設に向けた検討を行います。

また、創造性豊かで文化の薫り高いまちづくりを推進するため、文化活動の拠点となる生涯学習交流センター「松の館」をはじめ、旧制木造中学校講堂、森田公民館や集会施設等の計画的な施設整備や設備の充実を図る必要があります。老朽化した施設については、現状把握に努め、必要な修繕や見直しを計画的に実施していくことにより、施設の利用に支障が出ないよう配慮していきます。

●利用目標

項目	実績値	目標値	根拠資料等
縄文遺跡に関連する資料館入館者数	6,570 人 (R1 年度)	10,000 人 (R7 年度)	社会教育文化課調べ
文化活動団体数	35 団体 (R2 年度)	40 団体 (R7 年度)	社会教育文化課調べ

施設の整備に係る目標については、つがる市公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとします。

(3) 事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域文化の振興 等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	縄文住居展示資料館改修事業 縄文遺跡群ガイダンス施設整備事業	つがる市 つがる市	
	その他 (2) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興 基金積立 (3) その他	縄文遺跡群活用推進事業 ①事業の必要性 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録により、国内外において縄文文化に対する関心が高まっている。亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚の来訪者や市内資料館の入館者数が増加傾向にあることから、史跡の活用や整備が必要である。 ②具体的な事業内容 世界文化遺産登録されたことを受けて、国内外への積極的な情報発信に努めつつ、遺跡活用団体の活動を支援する。また、来訪者の受入れ態勢強化のためにボランティアガイドの実施体制を確立し、遺跡隣接地に設置している簡易案内所や簡易駐車場の維持管理を行う。 ③見込まれる事業効果 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の更なる情報発信が可能となり、遺跡ボランティアガイドや遺跡活用団体の活動支援にもつながることから、来訪者の満足度向上が期待されている。縄文遺跡を活用し交流人口の拡大を図る事業であり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	つがる市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

つがる市公共施設等総合管理計画において、「市民文化系施設は、施設の老朽化や利用状況を踏まえ、必要な機能の見直し、統廃合や多機能化について検討します。」とあります。

「その他施設は、適正な維持管理を行い、長寿命化に努めます。」とあります。

本計画においても同様の方針としており、整合性が図られています。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本市は豊かな自然環境のもと農業振興を中心に発展してきました。西側は長大な砂浜の七里長浜、並行して点在する湿原や泥炭地ではニッコウキスゲの群落がみられ、雄大な日本海に面しています。東側は一級河川である岩木川が流れて日本海まで注いでおり、豊かな気候・自然資源などの自然環境の面で多くのポテンシャルを有しています。

一方、近年、地球規模で気温や海水温が上昇し氷河などが縮小する現象、すなわち地球温暖化が大きな問題となっています。地球温暖化は平均的な気温の上昇のみならず、異常高温や大雨・干ばつの増加など様々な気候の変化をとまっています。

本市においては市民が健康で文化的な生活を営むために、自然との調和のとれた豊かな環境を確保するとともに、温室効果ガスを削減し環境への負荷の少ない新エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱等の再生可能エネルギーや燃料電池エネルギーなど）や省エネルギー等の施策を推進し、ゼロカーボン社会に向けた持続発展的な循環型社会を構築していく必要があります。

(2) その対策

温室効果ガスを削減する地球温暖化対策を効果的に進めるため、行政が率先して公共施設に新エネルギー等の設備を導入し、その効果を通じて市内事業所や個人住宅への新エネルギー設備などの導入を促進するとともに、持続発展的な循環型社会を構築するための取組を進めていきます。

●目標

項目	実績値	目標値	根拠資料等
新エネルギー導入公共施設	6 施設 (R3 年度)	8 施設 (R7 年度)	企画調整課調べ
次世代自動車導入台数	—	1 台 (R7 年度)	企画調整課調べ

施設の整備に係る目標については、つがる市公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとします。

(3) 事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
再生可能エネルギー利用の 推進	(1) 再生可能エネルギー 利用施設 (2) 過疎地域持続的 発展特別事業 再生可能エネルギー	次世代自動車整備事業 公共施設太陽光発電システム等整備事業 二酸化炭素抑制のための各種調査及び計画策定事業	つがる市 つがる市 つがる市	(ソフト事業)

	利用施設 基金積立 (3)その他			
--	------------------------	--	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の長寿命化の改修、施設複合化及び新設等を実施する場合には、再生可能エネルギー等の導入を積極的に行い、施設維持管理費の節減することで、つがる市公共施設等総合管理計画の基本方針に掲げる将来負担コストの軽減につなげていくことから、本計画との整合性が図られています。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本市には、主要産業である農業によって支えられた壮大な田園風景があり、強い偏西風と砂塵から田畑を守る屏風山防風林やニッコウキスゲが群生するベンセ湿原等の自然風景、国の重要文化財に指定されている遮光器土偶が出土したことで有名な亀ヶ岡石器時代遺跡をはじめとする数々の縄文遺跡や弘前藩ゆかりの旧跡、古木など、良好な景観を形成するうえで重要な景観要素が数多く存在しています。

しかし近年の都市化の進行により、現代的な街並みの整備が進んだことを受け、昔ながらの風景が失われつつあります。

また、近年の人口減少により、市街地においては、放置される空き家や空き地の増加等が見られ、農村部においては、農業の担い手や後継者不足による耕作地の放棄が見られており、それらは、地域の景観が徐々に損なわれる要因になっています。

さらには、良好な景観を維持保全する団体、地域の伝統・文化を継承する団体においても担い手や後継者不足による活動の停滞も懸念されています。

そのほか、太陽光発電設備や大型・小型風力発電設備の設置による景観への影響も今後の課題となっています。

市民、事業者、市が一体となって、次世代につながる、自然や歴史と調和した快適な生活環境を備えた「新田の歴史が彩る 日本のふるさと」を維持していくために、令和2年6月につがる市景観計画を策定し、市内全域を景観計画区域としているところですが、美しく良好なまちなみ景観や自然環境の保全維持等について、さらに調査検討していき、景観のまちづくりを向上させることが必要となっています。

特に、世界文化遺産に登録された田小屋野貝塚、亀ヶ岡石器時代遺跡周辺の地域については、その価値を普遍的に保全・管理していくとともに、その魅力を一層高めていくことが求められています。

(2) その対策

◆自然景観の保全と育成

本市の雄大で美しい自然景観をしっかりと保全しながら、それと共生する人々の生活の姿を文化として感じることでできる景観の形成を目指すため、周囲の送電線や電柱等の人工物については、自然と調和させる取組を推進します。また、地域の生態系本来の姿の保全にも努めます。

◆農山村景観の保全と育成

四季の移ろいによって変わる水田風景をはじめとする農山村景観を守り育てることで、住む人が暮らしの文化を引き継ぎ、市民や来訪者が「心のふるさと」と感じられる景観の形成のために、悪影響を及ぼしている、耕作放棄、小規模な開発、無計画な土砂の採取や伐採等の防止に努めます。

◆市街地景観の保全と育成

地域の中に残された生活の歴史とまち並みの姿を大切にしながら、そこに住む人々がいきいきと生活する暮らしが見える景観の形成に努めます。

◆歴史文化的景観の保全と育成

市内に点在する縄文遺跡をはじめ、歴史的建造物や古木等は、先人が残してきた重要な市民共有の財産であることから、市民とともに歴史的景観の価値を共有し、さらに新たな価値の創造に向けて次の世代へ引き継ぐ必要があります。特に、特別な配慮を必要とする田小屋野貝塚・亀ヶ岡石器時代遺跡の周辺範囲内（特定景観地域）では、単に保全するのみならず、郷土種、固有種を中心とした植栽による原風景の再生に努め、同時にフィールドワークや景観学習等を通じて、普遍的な景観を残すための取組と人材の育成を図ります。

●目標

項目	実績値	目標値	根拠資料等
自然の豊かさに対する満足度	61.7% (R2年)	現状より増加 (R6年)	つがる市総合計画策定のためのアンケート調査

施設の整備に係る目標については、つがる市公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとします。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
その他地域の 持続的発展に 関し必要な事項				

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

その他地域の持続的発展に関し必要な事項における公共施設等の管理については、つがる市公共施設等総合管理計画における基本方針に掲げる①保有総量の最適化、②既存公共施設等の有効活用、③公共施設の複合化・多機能化、④公共施設等の長寿命化、⑤民間活力の導入に基づき、必要とする管理及び整備を適切に実施していくことから、本計画と整合性が図れています。

事業計画（令和３年度～７年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人材 育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	子育て・若年夫婦世帯移住応援事業 ①事業の必要性 人口減少のスピードを鈍化させるため、家賃補助を行うことにより若い人の移住・定住を促進し、地域活性化を図る必要がある。 ②具体的な事業内容 市外に在住する子育て世帯、若年夫婦が、市内の民間賃貸住宅に入居するために転入し、市内に５年以上定住する場合に最大月額30千円を５年間補助する。 ③見込まれる事業効果 子育て・若年夫婦世帯向けに家賃補助を行うことで、移住世帯の市内住宅への入居を促し、移住者増につながり地域活性化が見込まれることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	つがる市	子育て・若年夫婦世帯向けに家賃補助を行うことで、移住世帯の市内住宅への入居を促し、移住者増につながり地域活性化が見込まれることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	地域間交流 人材育成 その他 基金積立	移住者マイホーム応援事業 ①事業の必要性 定住人口の増加及び地域の活性化を図るためには、転入者の定住を促す必要がある。 ②具体的な事業内容 市外から転入し、市内に定住する意思をもってマイホーム等を取得する世帯に対して購入費の一部に補助金を交付する。 ③見込まれる事業効果 転入者に定住を促す事業を実施することで、転出超過の状況が改善することが期待されるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	つがる市	転入者に定住を促す事業を実施することで、転出超過の状況が改善することが期待されるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 第一次産業	つがるブランド推進事業 ①事業の必要性 本市の農業所得向上のためには、ブランド力及び知名度向上を図り、本市特産品の販売を促進する必要がある。 ②具体的な事業内容 本市のブランド力向上を推進するつがるブランド推進会議に対して補助金を交付しその活動を促進するもの。また、東京でアンテナショップを運営して、つがるブランドの推進を行う。 (主な活動内容) ・農産物の栽培基準等を定め、農産物の高付加価値化を目指すために認定制度を実施。 ・認定された農産物、加工品を首都圏、関西圏、県内等で販売を実施する。 ・更なる高付加価値化を図った農産物を出荷した認定	つがる市 (つがる ブランド 推進会議)	つがるブランド農産物を推進することで、認知度の向上が図られ、農業所得の向上につながる。とともに、地元に誇りと愛着が生まれ、地域活力の向上が期待される。このため将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

		者に対して「高品質農産物事業奨励金」を交付。 ・「産地」としての知名度向上を図るため「メロン・スイカフェスティバル」を実施する。 ・本市特産の農産物をモチーフとするマスコットキャラクターを活用したSNSによるPR、着ぐるみによる集客力向上の取組。 ・アンテナショップ「果房メロンとロマン」の運営。 ③見込まれる事業効果 つがるブランド農産物を推進することで、認知度の向上が図られ、農業所得の向上につながるとともに、地元に誇りと愛着が生まれ、地域活力の向上が期待される。このため将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 農業生産・経営基盤強化促進事業 ①事業の必要性 生業として魅力があり、持続可能な農業を実現するためには、農業経営の安定化と収益性を向上させる取組が必要である。 また、既存の制度では対象要件に該当しない農業者や不採択になり負担増になる農業者もいることから、全ての農業者にとって負担軽減につながる総合的な支援策を講じる必要がある。 ②具体的な事業内容 農業経営の安定化と収益性の向上を図るため、堆肥購入、農業機械（スマート農業機械含む）・施設などの整備に要する経費、資格取得や研修に要する経費の一部へ補助を行う。また、収入保険やナラシ対策の加入促進を図るための掛金や稲わらの有効活用を推進するための経費に補助を行う。さらに、国・県などが実施する経営安定化に関わる様々な制度を、農業経営者がそれぞれの立場で有効活用できるよう支援する。 ③見込まれる事業効果 これらの取組を推進することにより、農業者の生産・経営基盤の整備充実を図ることが可能となり、地域の農業が強化され、持続可能な農業の確立につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資するものである。	つがる市	これらの取組を推進することにより、農業者の生産・経営基盤の整備充実を図ることが可能となり、地域の農業が強化され、持続可能な農業の確立につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資するものである。
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業 情報化 デジタル技術活用 基金積立 (3) その他			
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展 特別事業 公共交通 交通施設維持	防雪対策事業 ①事業の必要性 本市では冬期における安全な道路の通行が課題とな	つがる市	防雪柵設置により、冬期間でも、公共施設等の拠点と生活

	その他 基金積立	っている。 ②具体的な事業内容 冬期間も安全に市道を通行するために、防雪柵を設営する。 ③見込まれる事業効果 防雪柵設置により、冬期間でも、公共施設等の拠点と生活の場を結び付けるネットワークが構築され、誰もが安心して住み続けられる快適な住環境の向上につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		の場を結び付けるネットワークが構築され、誰もが安心して住み続けられる快適な住環境の向上につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 生活 環境 防災・防犯 その他 基金積立			
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	つがる市保育所等第2子以降支援助成事業 ①事業の必要性 人口減少、少子化に歯止めをかけるためには、安心して子どもを生み育てる環境をつくり、若者世代の定住促進を図る必要がある。 ②具体的な事業内容 子育て世代の経済的負担を軽減するために、保育に係る第2子以降の児童に係る利用者負担額及び副食費の助成を行う。 ・1号認定こども（預かり保育利用）の副食費 ・2号認定こどもの副食費 ・3号認定こどもの利用者負担額 ③見込まれる事業効果 子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子どもを生み育てる環境をつくることで移住促進が期待されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 保育料無償化支援助成事業 ①事業の必要性 人口減少、少子化に歯止めをかけるためには、安心して子どもを生み育てる環境をつくり、若者世代の定住促進を図る必要がある。 ②具体的な事業内容 子育て世代の経済的負担を軽減するために、小学校入学前の子どもに係る利用者負担額及び副食費の助成を行う。 ・1号認定こども（預かり保育利用）の副食費 ・2号認定こどもの副食費 ・3号認定こどもの利用者負担額 ③見込まれる事業効果 子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子どもを生み育てる環境をつくることで定住促進が期待され	つがる市 つがる市	子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子どもを生み育てる環境をつくることで移住促進が期待されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子どもを生み育てる環境をつくることで定住促進が期待されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

		ることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		
		児童クラブ保護者負担支援助成事業 ①事業の必要性 人口減少、少子化に歯止めをかけるためには、安心して子どもを生み育てる環境をつくり、若者世代の定住促進を図る必要がある。 ②具体的な事業内容 子育て世代の経済的負担を軽減するために、市内の小学校に在学し、放課後児童クラブを利用する児童に係る保護者負担金の助成を行う。 ・月額 3,000 円（2 人目以降は 1,500 円） ③見込まれる事業効果 子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子どもを生み育てる環境をつくることで定住促進が期待されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	つがる市	子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子どもを生み育てる環境をつくることで定住促進が期待されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
高齢者・障害者福祉健康づくり		子ども医療費助成事業 ①事業の必要性 子どもの疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの健やかな育成を図るため、全ての子育て世帯の経済的な負担を軽減し、安心して医療を受診できる体制を整えることが必要である。 ②具体的な事業内容 つがる市に住所を有し、各種健康保険に加入している 0 歳から高校生までの子どもが、医者にかかった場合の医療費（保健診療分）を助成する制度。 ③見込まれる事業効果 子どもの保健の向上と健やかな育成が図られるとともに、保護者の負担感を緩和し、安心して子育てができる子育て世代の増加が期待されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	つがる市	子どもの保健の向上と健やかな育成が図られるとともに、保護者の負担感を緩和し、安心して子育てができる子育て世代の増加が期待されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		インフルエンザ予防接種費用助成事業 ①事業の必要性 インフルエンザウイルスは感染力が強く、一旦発生すると急速に地域全体に蔓延する傾向がある。 子ども及び高齢者のインフルエンザは稀に重症化することがあり、ワクチン接種は重症化の予防にもなる。このため、子ども及び高齢者の健康を守るためにも、インフルエンザワクチンの接種率向上が必要である。 ②具体的な事業内容 下記の要件を満たす方を対象として、インフルエンザ予防接種費用を助成する。 ・生後 6 か月から中学生までの子どもを対象とする。 ・65 歳以上の方及び 60～64 歳の方で、心臓や腎臓等に機能障害がある方を対象とする。 ③見込まれる事業効果 インフルエンザワクチン接種助成事業を実施することで、個人の発病と重篤化を阻止し、まん延の予防、日頃からの健康づくりに対する意識向上が図られる。ひいては一人一人の健康寿命を延ばし、住み慣れたまちでいつまでも元気に暮らすことにつながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	つがる市	インフルエンザワクチン接種助成事業を実施することで、個人の発病と重篤化を阻止し、まん延の予防、日頃からの健康づくりに対する意識向上が図られる。ひいては一人一人の健康寿命を延ばし、住み慣れたまちでいつまでも元気に暮らすことにつながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

		市民特別健診事業 ①事業の必要性 本市において、死亡要因の第1位が「がん」となっており、がん検診受診率もほぼ横ばい状態であることから、がんの早期発見と治療を促すために、がん検診の受診率向上に向けた対策が必要である。また、子どもを安心して産み育てることができるよう、妊婦の健康の保持増進や経済負担軽減に向けた対策が必要である。 ②具体的な事業内容 ○市民特別検診事業 40歳以上の市民を対象とする。 胃がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん(50歳以上の男性)・子宮頸がん(20歳以上の女性)・乳がん(40歳以上の女性)に係る集団及び個別健診(西北五医師会、弘前市医師会指定医療機関)費用(うち健診業務委託料に市民特別健診事業基金を充てる)の全額を市が負担する。 ○妊婦健康診査事業 つがる市に住所を有し、妊娠届出をした妊婦に対し、妊婦委託健康診査14回のうち5回分の費用を市が負担する。 ③見込まれる事業効果 市民の健康管理に対する意識が向上し健康寿命の延伸が期待されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	つがる市	市民の健康管理に対する意識が向上し健康寿命の延伸が期待されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 自治体病院 民間病院 その他 基金積立	医師確保対策事業 ①事業の必要性 つがる西北五圏域における医療の安心・安全を確保していくため、常勤医確保が困難な特定診療科、救急医療及びサテライト医療機関の医師確保が必要である。 ②具体的な事業内容 弘前大学とつがる総合病院による専門医養成病院ネットワーク協定に基づき、医師が同病院を拠点として地域の重要疾患の研究・診療を行うほか、医学生や研修医(初期・後期)を指導するなど、教育・人材育成を行うための経費を補助することにより、弘前大学医学部卒業医師の県内定着を図るため、つがる西北五広域連合が弘前大学への寄附講座を設置する。 ③見込まれる事業効果 圏域内の医師が確保されることで、市民の誰もが安心して質の高い医療が受けられるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	つがる西北五広域 連合	圏域内の医師が確保されることで、市民の誰もが安心して質の高い医療が受けられるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的			

	発展特別事業 幼児教育 義務教育 高等学校 生涯学習・スポーツ その他 基金積立	学校教育活動支援事業 ①事業の必要性 特別な支援を要する児童・生徒が増加傾向にあり、学校現場からスクールサポーターの拡充が求められていることからその適正な配置に努め、継続していく必要がある。 ②具体的な事業内容 市内の小中学校に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の学習支援及び生活の補助や介助を行うスクールサポーターを適正に配置する。 ③見込まれる事業効果 特別な支援を要する児童・生徒の指導補助員として、スクールサポーターを配置することで、誰もが必要とする教育を受けることができる。このことで、未来のつがる市を担う子どもたちの個性と創造力を伸ばすことができ、人材の定着につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	つがる市	特別な支援を要する児童・生徒の指導補助員として、スクールサポーターを配置することで、誰もが必要とする教育を受けることができる。このことで、未来のつがる市を担う子どもたちの個性と創造力を伸ばすことができ、人材の定着につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備 基金積立	自治組織活動助成事業 ①事業の必要性 市民自らが将来の展望を描き、地域課題に取り組んでいく体制を整備するためには、自治会の自主的な活動を支える取組が必要である。 ②具体的な事業内容 自主防災組織の活動や自治会の活動に必要な備品等の整備又は集会施設の改修等に要する経費の全部又は一部を補助する ③見込まれる事業効果 それぞれの自治会等へ活動に必要な経費を補助することで、地域課題解決に向けた自主的な活動の活性化が期待され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	自治会	それぞれの自治会等へ活動に必要な経費を補助することで、地域課題解決に向けた自主的な活動の活性化が期待され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	縄文遺跡群活用推進事業 ①事業の必要性 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録により、国内外において縄文文化に対する関心が高まっている。亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚の来訪者や市内資料館の入館者数が増加傾向にあることから、史跡の活用や整備が必要である。 ②具体的な事業内容 世界文化遺産登録されたことを受けて、国内外への積極的な情報発信に努めつつ、遺跡活用団体の活動を支援する。また、来訪者の受入れ態勢強化のためにボランティアガイドの実施体制を確立し、遺跡隣接地に設置している簡易案内所や簡易駐車場の維持管理を行	つがる市	「北海道・北東北の縄文遺跡群」の更なる情報発信が可能となり、遺跡ボランティアガイドや遺跡活用団体の活動支援にもつながることから、来訪者の満足度向上が期待されている。縄文遺跡を活用し交流人口の拡大を図る事業であり、将来にわ

	基金積立	う。 ③見込まれる事業効果 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の更なる情報発信が可能となり、遺跡ボランティアガイドや遺跡活用団体の活動支援にもつながることから、来訪者の満足度向上が期待されている。縄文遺跡を活用し交流人口の拡大を図る事業であり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		たり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
11 再生可能エネルギー利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用施設 基金積立			
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項				

《 つ が る 市 の 市 民 憲 章 》

私たちの祖先は、秀峰岩木山を仰ぎ、大いなる日本海にいだかれて、この壮大な大地に屏風山を造成し、苦難の新田開拓の偉業を成し遂げた歴史を持ちます。そして、母なる岩木川の恵みを受け、実り豊かな津軽平野を生み出しました。ここはかつて、世界に誇る縄文文化が華（はな）ひらいた古（いにしえ）のふるさとでもありました。

私たちは、その伝統と遺産を未来に受け継ぎ、自然と人々が共に生きることのできる「新田の歴史が彩る日本のふるさと」を築くために、5つの彩りあるまちづくりをめざし、ここに市民憲章を定めます。

1 私たちは、恵まれた自然環境を守り、先人たちが築きあげた歴史と伝統を尊ぶまちをつくれます。

1 私たちは、生涯を通して学ぶ心を育み、教育と文化、かつ芸術を大切にするまちをつくれます。

1 私たちは、スポーツに親しみ、心身ともに健康で、生きがいと笑顔のたえない楽しいまちをつくれます。

1 私たちは思いやりと助け合う心で互いに敬愛し、きまりを守って安全で安心な信頼できるまちをつくれます。

1 私たちは働くことに誇りと喜びを持ち、個性と能力が発揮できる社会をめざして、活力ある元気なまちをつくれます。

つがる市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）

令和3年9月 策定（令和4年3月 軽微変更）
（令和4年6月 軽微変更）
（令和4年12月 軽微変更）
（令和5年6月 軽微変更）
（令和6年1月 軽微変更）
（令和6年3月 軽微変更）
（令和6年6月 軽微変更）
（令和6年12月 軽微変更）
（令和7年4月 軽微変更）

つがる市 総務部 地域創生課

〒038-3192

青森県つがる市木造若緑 61 番地 1

電 話 : 0 1 7 3 - 4 2 - 2 1 1 1 (代表)

F A X : 0 1 7 3 - 4 2 - 3 0 6 9